

平成22 (2010) 年度

東京都予算編成 に対する要望

**平成21 (2009) 年12月21日
都議会民主党**

平成 21(2009)年 12 月 21 日

東京都知事
石原慎太郎 様

都議会民主党
幹 事 長 大沢 昇
政策調査会長 酒井大史

平成 2 2 (2010) 年度東京都予算編成に対する要望

日銀が先に発表した 12 月の企業短期経済観測調査（短観）では、企業の景況感が大企業製造業で 3 期連続して改善したとされましたが、それでも、その水準はリーマン・ショックで急速に業況が悪化した昨年 12 月調査時点と同じ水準にとどまっています。

中小企業、非製造業にも改善が及んでいますが、急速に進む円高とデフレの影響から、先行きの不透明感は拭えません。

日本経済は、世界的な金融危機の大津波が需要を大規模に削り取り、急激に落下した状態でいまだ呻吟しています。今は、巨額の公共投資に支えられた中国経済を始めとした好調な新興国経済が牽引していますが、成長産業に重点化する産業構造の転換、新産業の創出、ローカル経済の再生・強化など日本経済の体質強化そのものを伴わなければ、真の復活にはつながりません。

一方で東京都も、平成 21 年度当初予算で過去最大となる 7,520 億円もの減収を見込みつつも、経済の悪化による税収の落ち込みはとどまらず、更に 5,000 億円もの減収が見込まれています。平成 22 年度東京都予算編成も、この水準から始めなければなりません。

しかし、未だに企業には雇用や生産設備に対する過剰感が残っており、東京都内の失業率も 5.2 % と高い水準で推移しています。また、雇用が維持されていても、所得は低下してきており、消費が低迷するだけでなく、住宅ローンが支払い不能になる例も急増しています。

国や東京都が、今都民の生活を支えなければ、スパイラルに状況は悪化します。都内中小企業の資金繰りを支え、雇用を守り、未来につながる安心・安全の東京を築いていくためには、都債やこれまでに蓄積してきた財政力の活用も考えていかなければなりません。

これらの点を踏まえ、以下に提出する予算要望項目に十分配慮されるよう要請します。尚、別冊として添付した区市町村並びに各種団体の要望にも、特段の配慮を要望します。

以 上

目次

I 都民の命を守る	1
一 救急搬送時間30分と必要な医療が受けられる体制整備を図る	3
二 母子・周産期医療、小児医療を充実する	5
三 医療提供体制を確保する	7
四 子育て環境を整備する	9
五 心身障害者（児）福祉を推進する	11
六 高齢者福祉を推進する	13
七 健康の保持増進を図る	14
八 生活環境の安全を確保する	15
九 新しい福祉を支える基盤づくりを進める	16
II 産業を支え、雇用を守る	19
一 雇用の確保と安心できる職場環境を実現する	19
二 暮らしを支える産業を振興する	20
三 観光産業の振興を図る	21
四 農林水産業の振興を図る	21
五 中央卸売市場を活性化する	22
III 未来の力育む教育を進める	23
一 家庭と地域の教育力向上を図る	23
二 教育の質向上・学校教育指導を充実する	23
三 私立学校の振興を図る	24
四 特別な支援を必要とする子どもの教育を充実する	24
五 子どもの学力向上、心と体の成長、社会的自立を支援する取り組みを推進する	25
六 学校の施設設備の整備を進める	25
七 文化財保護、生涯学習の振興を図る	25
IV 持続可能な都市東京へ	27
一 持続可能な都市東京を創る	27
二 健康で安全な環境の守る	28
三 安心な水を確保する	28
四 水環境を改善する	29
五 都市の緑と自然環境を保全・再生する	30

V 安全・安心の東京を創る	-----31
一 子どもの安全・安心を確保する31
二 犯罪を抑止し、都民の安全を守る32
三 災害に負けないまちづくりを進める33
VI 生活快適都市東京に向けて	-----35
一 風格ある都市を創る35
二 都市計画に関する調査を進める35
三 都市基盤を整備する36
四 都市交通・物流対策を強化する37
五 都民の足を守る37
六 東京港及び島しょの港湾・空港の整備を進める38
七 良質な住宅を供給する39
八 適正な建築行政を推進する40
VII 都民との協働で豊かな生活を築く	-----41
一 都民との協働を進める41
二 消費生活対策を充実する42
三 都民スポーツの振興を図る42
四 都市外交を進める43
五 人権擁護施策を推進する43
六 交通安全対策を強化する43
七 文化事業を推進する43
VIII 分権・改革で都民の都政へ	-----45
一 分権・自治の日本を創る45
二 身近な行政を強化する45
三 行財政改革を進める46
四 強固な財政基盤を確立する48

I 都民の命を守る

－重点事項－

－ 救急搬送時間30分と必要な医療が受けられる体制整備を図る

○救急医療対策として、東京都地域救急医療センターを運営し、地域の救急医療機関が相互に協力・連携し速やかに救急患者を受け入れる「東京ルール」を実施するとともに、その効果、参加病院の負担を検証すること。(福祉保健局)

○医療機関の選定に時間を要している事案等について、受け入れ医療機関の調整、一時受入後の転送先の調整等を行うコーディネーターを配置し、緊急性を要する患者への迅速な医療確保を図ること。(福祉保健局)

○東京ルールについては、その効果、参加病院の負担を検証しつつ、転院搬送(病院救急車)や後方病床の整備等、必要となる支援を行うこと。(福祉保健局)

○救急・休日全夜間診療に参画する医療機関勤務医師確保のため、休日・夜間の救急勤務医手当を増額すること。また、救急患者の受け入れ実績が多い医療機関に、診療補助者の人件費等財政支援を行うこと。(福祉保健局)

○救急救命センター運営費補助、救急救命センター整備費補助を行うこと。また、都営地などを活用して救命救急センターの整備を支援すること。(福祉保健局)

○医療改革都民会議を設置し、医療抜本改革の目標と工程を定めた基本方針を策定すること。保健医療計画を抜本的に見直し、生活圏内で必要な医療が受けられるよう体制を再構築すること。(福祉保健局)

○がん医療の水準向上、がん対策の計画的な推進を図るため、都道府県がん診療連携拠点病院及び地域がん診療拠点病院、東京都認定がん診療病院の整備を進めるとともに経費を補助すること。(福祉保健局)

○がん体験者等による相談支援などがん患者との連携による相談支援体制の強化を図ること。がん情報サイトやがん手帖の作成・活用など患者に役立つ情報提供体制を構築すること。(福祉保健局)

○がん対策タウンミーティングを開催し、患者や現場の医療従事者など、都民参加で対策を構築すること。(福祉保健局)

○がん登録支援事業、がん登録センター事業、地域の中で利用可能な医療サービスの紹介やグループホームの運営支援などを行うこと。(福祉保健局)

○多摩地域及び島嶼における公立病院の運営費補助、公立病院整備事業費償還補助、医療施設近代化施設整備費補助を実施すること。地域に不足する医療提供のため区市町村が行う事業に対する補助新設も含め、一層拡大すること。(福祉保健局)

○病院勤務医師の過酷な勤務環境を改善するため、医師勤務環境改善事業を実施するとともに、出産や育児などにより離職した医師に対し、短時間勤務や研修など復職支援を行うこと。また、当直負担を軽減するため、1直2勤制度などの導入を支援すること。(福祉保健局)

○がん診療連携拠点病院及び東京都認定がん診療病院が行う、放射線治療機器、化学療法施設等の整備に要する経費の一部を補助すること。また、民間医療施設に対し、医療施設近代化施設設備整備費補助を実施すること。(福祉保健局)

二 母子・周産期医療、小児医療を充実する

○小児初期救急運営費補助事業を実施するとともに、地域における小児医療研修を実施すること。施設・設備の整備についても補助すること。あわせて耳鼻咽喉科休日診療事業をはじめとして委託料加算対象を拡充し、初期医療の確保に努めること。(福祉保健局)

○小児科の救急患者に対し、365日24時間小児科医が対応する診療体制を確保するため、休日全夜間診療事業拡充すること。施設・設備の整備についても補助すること。重症小児患者対応医療機関を確保するため補助するとともに、緊急度の高い患者に迅速に対応するためのトリアージシステムを導入できるよう専任看護師配置加算を実施し、拡充すること。(福祉保健局)

○さらに医療機関や区市町村に対し、トリアージシステムの普及に向けた支援を行うこと。(福祉保健局)

○小児救急専門医等養成事業を実施し、救急告示医療機関等に勤務する医師等に対し、小児の救命救急に対する専門的な研修を行うこと。(福祉保健局)

○休日全夜間診療事業に参画又は拡充を予定している医療機関に対し、医師確保等の経費を補助し、地域における小児二次救急医療体制を確保すること。(福祉保健局)

○小児の重篤患者を迅速に受け入れ、救命治療を速やかに行う医療施設を整備すること。(福祉保健局)

○小児医療ネットワークモデル事業を実施し、初期から三次の小児医療を効率的・効果的に提供していくため、医療機関間のネットワークを構築すること。(福祉保健局)

○ハイリスク妊婦や高度医療が必要な新生児医療への対応として、周産期母子医療センター運営費を拡充すること。(福祉保健局)

○周産期医療施設等整備のため M-FICU や NICU、GCU 施設整備費補助を拡充し、NICU300床をはじめとして目標を定め必要な病床整備に取り組むこと。(福祉保健局)

○在宅移行が望ましいが受け皿がないため NICU に入院している児のために、移行支援をモデル実施するとともに、円滑な退院に必要な支援について検討すること。(福祉保健局)

○多摩地域の周産期医療システムの充実策として、多摩新生児連携病院(仮称)を創設し、ハイリスクに近い新生児に対応可能な医療機関を確保し、多摩地域の新生児受け入れ体制の強化を図ること。多摩地域の周産期母子医療センターと、NICUは有さないが新生児医療に対応可能な医療機関との連携を強化すること。またNICU化についても積極的に支援すること。(福祉保健局)

三 医療提供体制を確保する

○都立3小児病院の移転統合にあたっては、移転後の地域医療が確保できるよう取り組むこと。(病院経営本部)

(1) 多摩北部医療センターにおける小児医療体制については、現計画の医師・看護師数を増員し複数の救急受け入れ体制を構築するとともに、病床数においても需要数を見極めた上で増床を含め準備をすすめること。

(2) 八王子地域の後医療に関しては、現計画の大学病院に合わせて小児の救急・入院機能を有する新たな病院を早急に整備すること。

(3) 上記2つの病院（小児科）に関しては、都立小児総合医療センターのサテライト病院として位置づけると共に、都が責任を持って医師等を派遣し、小児医療体制が将来にわたり都の責任において維持されることが都民の周知となる制度設計をすること。

(4) 都立梅ヶ丘病院跡地において、小児精神の外来医療を行うなど、区部の小児精神患者外来機能の拡充を含め、都立病院が行う小児精神医療を向上させるよう取り組むこと。

四 子育て環境を整備する

○出産育児一時金を都独自に10万円上乗せし、子育て世帯の経済的負担を軽減すること。（福祉保健局）

○大都市の多様な保育ニーズに対応するため、都独自の基準を持つ認証保育所の設置を推進するとともに、質を確保するため指導を実施すること。認証保育所等開設資金無利子貸付事業を実施すること。家庭福祉員制度を実施する区市町村に対し補助すること。また、パート労働者などのニーズに応えるため、一時保育の充実を図ること。（福祉保健局）

○待機児童ゼロを目指し、待機児童解消区市町村支援事業を行うとともに、集合住宅の整備にあわせた保育所整備や統廃合した学校施設や空き店舗等を活用した保育所整備についても積極的に取り組むこと。（福祉保健局）

○事業所内保育所の補助期間を10年に延長するとともに、中小企業に対する補助率アップ、地域解放、設置主体条件の一層の緩和ができるようにし、設置促進を図ること。病児・病後児保育を推進し、多様な保育サービス提供を進めること。あわせてワークライフバランスに配慮した働き方の普及を進めること。（福祉保健局）

一 救急搬送時間30分と必要な医療が受けられる体制整備を図る

1 救急医療対策として、東京都地域救急医療センターを運営し、地域の救急医療機関が相互に協力・連携し速やかに救急患者を受け入れる「東京ルール」を実施するとともに、その効果、参加病院の負担を検証すること。（福祉保健局）

2 医療機関の選定に時間を要している事案等について、受け入れ医療機関の調整、一時受入後の転送先の調整等を行うコーディネーターを配置し、緊急性を要する患者への迅速な医療確保を図ること。（福祉保健局）

3 東京ルールについては、その効果、参加病院の負担を検証しつつ、転院搬送（病院救急車）や後方病床の整備等、必要となる支援を行うこと。（福祉保健局）

4 休日全夜間診療事業を実施し、休日及び全夜間の急患に対する専門的治療及び入院

- を確保すること。施設・設備の整備を補助すること。(福祉保健局)
- 5 東京消防庁救急相談センター事業（＃ 7 1 1 9）を拡充すること。(福祉保健局)
 - 6 救急・休日全夜間診療に参画する医療機関勤務医師確保のため、休日・夜間の救急勤務医手当を増額すること。また、救急患者の受け入れ実績が多い医療機関に、診療補助者の人件費等財政支援を行うこと。(福祉保健局)
 - 7 救急救命センター運営費補助、救急救命センター整備費補助を行うこと。また、都用地などを活用して救命救急センターの整備を支援すること。(福祉保健局)
 - 8 災害医療対策として、災害医療拠点病院に、必要な資器材等の整備、24時間対応可能な緊急体制を整備すること。また医療施設の耐震化を進めるとともに、エレベーターへの閉じこめ防止策を講じること。(福祉保健局)
 - 9 災害派遣医療チームを編成し、災害時の救命に備えること。(福祉保健局)
 - 10 多摩・島嶼地域の医師確保のため、医師等の派遣や専門医療の確保、産科医療機関運営費を補助すること。(福祉保健局)
 - 11 医療改革都民会議を設置し、医療抜本改革の目標と工程を定めた基本方針を策定すること。保健医療計画を抜本的に見直し、生活圏内で必要な医療が受けられるよう体制を再構築すること。(福祉保健局)
 - 12 東京都がん対策推進協議会を運営するとともに、緩和ケア病棟の必要数等を検討し、都における緩和ケアの推進を図ること。(福祉保健局)
 - 13 がん医療の水準向上、がん対策の計画的な推進を図るため、都道府県がん診療連携拠点病院及び地域がん診療拠点病院、東京都認定がん診療病院の整備を進めるとともに経費を補助すること。(福祉保健局)
 - 14 がん体験者等による相談支援などがん患者との連携による相談支援体制の強化を図ること。がん情報サイトやがん手帖の作成・活用など患者に役立つ情報提供体制を構築すること。(福祉保健局)
 - 15 がん対策タウンミーティングを開催し、患者や現場の医療従事者など、都民参加で対策を構築すること。(福祉保健局)
 - 16 在宅緩和ケア支援事業、がん患者療養支援事業、ターミナルケアにかかる人材育成事業を実施すること。(福祉保健局)
 - 17 がん登録支援事業、がん登録センター事業、地域の中で利用可能な医療サービスの紹介やグループホームの運営支援などを行うこと。(福祉保健局)
 - 18 地域医療対策として、脳卒中医療連携推進事業、糖尿病医療連携推進事業、在宅医療普及事業、在宅医療連携推進事業、在宅医療拠点モデル事業、在宅医療相互研修事業、療養病床機能強化研修事業を実施すること。(福祉保健局)
 - 19 多摩地域及び島嶼における公立病院の運営費補助、公立病院整備事業費償還補助、医療施設近代化施設整備費補助を実施すること。地域に不足する医療提供のため区市町村が行う事業に対する補助新設も含め、一層拡大すること。(福祉保健局)
 - 20 歯科保健医療対策として、摂食嚥下機能支援推進事業を実施し専門的な歯科医師やコメディカル等を育成すること。(福祉保健局)
 - 21 8020 運動など都民の歯科保健意識の向上を図るとともに、心身障害児（者）歯科診療、心身障害者口腔保健センター事業を実施すること。(福祉保健局)

- 2 2 医療安全体制自主管理促進・評価事業を実施し、医療機関自らが医療安全対策に取り組む体制づくりを支援すること。(福祉保健局)
- 2 3 医療人材確保対策として、地域医療対策協議会、地域医療を担う医師養成事業(一般貸与・特別貸与)、東京都地域医療支援ドクター事業を実施するとともに、拡充すること。(福祉保健局)
- 2 4 病院勤務医師の過酷な勤務環境を改善するため、医師勤務環境改善事業を実施するとともに、出産や育児などにより離職した医師に対し、短時間勤務や研修など復職支援を行うこと。また、当直負担を軽減するため、1直2勤制度などの導入を支援すること。(福祉保健局)
- 2 5 看護師等養成所に対し補助を行い、教育内容を充実し、看護師の充足を図ること。また、修学資金の貸与を行うこと。都立看護専門学校を複数廃止してきたが、今後は長期的な視野に立ち、引き続き都立看護専門学校の運営を行うこと。(福祉保健局)
- 2 6 養成、定着、再就業を柱とした総合的な看護師確保対策を行うこと。新人への研修体制整備、短時間正職員制度導入促進事業、宿舍整備など看護師の定着対策、離職看護師の再就業対策を実施すること。(福祉保健局)
- 2 7 看護師確保のため、医療保険制度の改変も視野に入れ、しっかりとした需給見通しを立てること。(福祉保健局)
- 2 8 地域における在宅療養患者の支援を推進するため、看護外来開設促進事業を実施すること。(福祉保健局)
- 2 9 災害時の医療体制を確保するため、未耐震の建物を有する医療施設が行う耐震診断、耐震補強工事に必要な経費を補助すること。(福祉保健局)
- 3 0 災害拠点病院に対して、24時間対応可能な緊急体制等を整備し、災害時の医療の確保を図ること。また、エレベーターの閉じこめ対策を行うこと。(福祉保健局)
- 3 1 へき地診療所の施設・設備整備を補助すること。また公立病院整備事業費償還補助を行い、医療機能の整備を促進し、地域住民の医療の確保、向上を図ること。(福祉保健局)
- 3 2 がん診療連携拠点病院及び東京都認定がん診療病院が行う、放射線治療機器、化学療法施設等の整備に要する経費の一部を補助すること。また、民間医療施設に対し、医療施設近代化施設設備整備費補助を実施すること。(福祉保健局)
- 3 3 医療療養病床の適正な病床数を確保していくため、一般病床からの移行等に要する経費を補助すること。民間病院に対して、回復期リハビリテーション病棟施設設備整備費補助を実施すること。(福祉保健局)
- 3 4 在宅歯科診療の普及向上を図るため、実施する医療機関に対し、在宅歯科医療機器等の設備を整備すること。(福祉保健局)
- 3 5 地域における在宅療養患者の支援を推進するため、看護外来開設促進整備費補助を行うこと。(福祉保健局)

二 母子・周産期医療、小児医療を充実する

- 1 小児初期救急運営費補助事業を実施するとともに、地域における小児医療研修を実施すること。施設・設備の整備についても補助すること。あわせて耳鼻咽喉科休日診

療事業をはじめとして委託料加算対象を拡充し、初期医療の確保に努めること。(福祉保健局)

- 2 小児科の救急患者に対し、365日24時間小児科医が対応する診療体制を確保するため、休日全夜間診療事業拡充すること。施設・設備の整備についても補助すること。重症小児患者対応医療機関を確保するため補助するとともに、緊急度の高い患者に迅速に対応するためのトリアージシステムを導入できるよう専任看護師配置加算を実施し、拡充すること。(福祉保健局)
- 3 さらに医療機関や区市町村に対し、トリアージシステムの普及に向けた支援を行うこと。(福祉保健局)
- 4 小児救急専門医等養成事業を実施し、救急告示医療機関等に勤務する医師等に対し、小児の救命救急に対する専門的な研修を行うこと。(福祉保健局)
- 5 休日全夜間診療事業に参画又は拡充を予定している医療機関に対し、医師確保等の経費を補助し、地域における小児二次救急医療体制を確保すること。(福祉保健局)
- 6 小児救急医師確保緊急事業として、大学病院に「小児医療調査研究講座」を設置し、地域の中核病院等への医師派遣を通じ、医学の教育・研究を行うこと。(福祉保健局)
- 7 小児の重篤患者を迅速に受け入れ、救命治療を速やかに行う医療施設を整備すること。(福祉保健局)
- 8 小児医療ネットワークモデル事業を実施し、初期から三次の小児医療を効率的・効果的に提供していくため、医療機関間のネットワークを構築すること。(福祉保健局)
- 9 小児三次救急医療体制の整備と小児初期・二次救急医療機関との連携強化を図るため「小児三次救急医療ネットワーク運営協議会」を運営すること。(福祉保健局)
- 10 ハイリスク妊婦や高度医療が必要な新生児医療への対応として、周産期母子医療センター運営費を拡充すること。(福祉保健局)
- 11 周産期医療施設等整備のため M-FICU や NICU、GCU 施設整備費補助を拡充し、NICU300床をはじめとして必要な病床整備に取り組むこと。(福祉保健局)
- 12 救命救急センターとの連携により、緊急に母体救命処置が必要な妊産婦を必ず受け入れる母体救命対応総合周産期母子医療センターを指定し、母体救命体制を確保すること。(福祉保健局)
- 13 周産期搬送コーディネーターを配置し、受け入れ困難事例の地域間搬送調整を行うことで、緊急性を要する母体・新生児を迅速に医療機関に搬送出来るようにすること。(福祉保健局)
- 14 ミドルリスクの妊産婦患者の緊急受け入れ体制を確保するため、周産期連携病院(休日・全夜間診療事業)を創設すること、また、施設設備整備費を補助すること。(福祉保健局)
- 15 在宅移行が望ましいが受け皿がないため NICU に入院している児のために、移行支援をモデル実施するとともに、円滑な退院に必要な支援について検討すること。(福祉保健局)
- 16 多摩地域の周産期医療システムの充実策として、多摩新生児連携病院(仮称)を創設し、ハイリスクに近い新生児に対応可能な医療機関を確保し、多摩地域の新生児受け入れ体制の強化を図ること。多摩地域の周産期母子医療センターと、NICUは有

さないが新生児医療に対応可能な医療機関との連携を強化すること。またNICU化についても積極的に支援すること。(福祉保健局)

- 1 7 周産期医療ネットワークグループを構築し、身近な地域でリスクに応じた周産期医療が提供されるように取り組むこと。(福祉保健局)
- 1 8 産科医等の確保のため処遇を改善し、分娩手当を支給する分娩取り扱い機関等に対し財政支援を行うこと。(福祉保健局)
- 1 9 新生児医療担当医を確保するため、出産後NICUへ入室する新生児を担当する医師に対し手当を支給すること。(福祉保健局)
- 2 0 一次周産期医療機関の医師等を対象として、新生児蘇生法に関する研修を行うこと。(福祉保健局)
- 2 1 院内助産所や助産師外来を開設しようとする医療機関管理者や医師、助産師等へ研修を行い、お産の場を確保すること。(福祉保健局)
- 2 2 発達障害、児童虐待などさまざまな子どもの心の問題にかかる医学的支援機能を有する拠点病院が、関係機関への支援を行う子どもの心の診療拠点病院整備支援事業を実施し、子どものこころのケア充実を図ること。(福祉保健局)
- 2 3 小児慢性疾患児への医療費助成、未熟児等の医療給付、特定赴任治療費の助成を行うこと。(福祉保健局)
- 2 4 小児救急電話相談を引き続き行うとともに、休日・夜間も実施するなど体制を強化すること。(福祉保健局)
- 2 5 女性の健康支援のための知識普及・相談支援や不妊に関する相談を行い、生涯を通じた女性の健康支援事業を実施すること。(福祉保健局)
- 2 6 医療施設耐震化緊急整備事業、医療施設耐震化緊急対策事業を実施し、災害時の医療体制の確保を図ること。地球温暖化対策に資する病院及び診療所の整備を支援すること。(福祉保健局)

三 医療提供体制を確保する

- 1 都立病院の医師等確保・育成対策を実施すること。(病院経営本部)
 - (1) 都立病院が本来の機能を果たすことができるよう、医師・看護師確保に全力をあげること。医療環境の整備、休日、研究時間の確保など、スキルアップも仕事として捉え、高度医療に意欲ある医師が集められるよう体制を整備すること。
 - (2) 東京医師アカデミーを運営し、指導研修体制を一層充実させるとともに、学習環境の整備・充実を図ること。クリニカル・フェロー制度の内容を検討すること。
 - (3) 院内保育室の開所時間拡大や病児・病後児対応などの充実、医療クラークの導入拡大等により、医師の負担を軽減するよう取り組むこと。
 - (4) 短時間勤務、チーム医療の一層の拡充など、女性医師の就業継続、復職支援に取り組むとともに、ワークライフバランス推進事業を行うこと。
 - (5) 看護師採用活動の強化や各種研修事業の充実により人材の育成・確保を図ること。
 - (6) 看護職員のキャリア開発を支援する仕組みを再構築することで、質の高い看護職員の確保、及び定着を図ること。

- 2 都立病院の医療サービス向上を図ること。(病院経営本部)
 - (1) 医療安全管理対策を充実強化するため、産科医療補償制度、リスクマネジメント研修の実施、医療事故防止対策マニュアルの改定等に取り組むこと。
 - (2) 多摩総合医療センター(仮)、小児総合医療センター(仮)、がん・感染症医療センター(仮)、精神医療センター(仮)の整備をすすめること。
- 3 都立病院における環境対策を推進すること。(病院経営本部)
 - (1) コスト縮減と環境対策を両立させるE S C O事業を着実に実施し、エネルギー消費量、二酸化炭素排出量、及び光熱水費の削減を図ること。
 - (2) 緑の都市づくり推進のため、患者の療養環境等にも配慮し、隙間空間を効率的に活用した緑化を進めること。
 - (3) 環境確保条例の改正に伴い、登録機関での排出量検証や技術管理者の設置など、総量削減義務の取り組みを進めること。
- 4 新型インフルエンザへの医療体制に万全を期すため、施設整備、医療資器材の整備、抗インフルエンザ薬の備蓄および感染管理看護師の配置を行うこと。(病院経営本部)
- 5 災害時に十分な医療機能を果たすため、災害対策用資器材整備、研修、救急・災害医療センター(仮)の設備整備など、対策を充実すること。(病院経営本部)
- 6 新たな電子カルテシステム導入など、より質の高い医療を効果的かつ効率的に提供するように取り組むこと。情報セキュリティ対策の強化に取り組むこと。(病院経営本部)
- 7 小児総合医療センターにおいて、子育てにやさしい環境づくりのため、子育て家族のための情報交流コーナー設置、来院小児患者付き添い家族(児童)の一時預かりなどを実施すること。(病院経営本部)
- 8 地域の中核病院として、地域の医療機関と連携を図り、適切な医療を提供する都立病院に対し、運営費に要する経費等、適切な補助を行うこと。また、施設整備を行うこと。(病院経営本部)
- 9 都立病院間、都立病院と公社病院や地域の医療機関との連携を推進し、適切で効率的な医療サービスを提供すること。(病院経営本部)
- 10 公社病院については、地域医療の中で果たす役割に鑑み、救急や感染症などの行政的医療にしっかりと取り組むこと。(病院経営本部)
- 11 公社病院の医師、看護師確保のため、東京の物価、賃金に対応し、民間病院の給与水準も考慮したものとなるよう取り組むこと。(病院経営本部)
- 12 都立3小児病院の移転統合にあたっては、移転後の地域医療が確保できるよう取り組むこと。(病院経営本部)
 - (1) 多摩北部医療センターにおける小児医療体制については、現計画の医師・看護師数を増員し複数の救急受け入れ体制を構築するとともに、病床数においても需要数を見極めた上で増床を含め準備をすすめること。
 - (2) 八王子地域の後医療に関しては、現計画の大学病院に合わせて小児の救急・入院機能を有する新たな病院を早急に整備すること。
 - (3) 上記2つの病院(小児科)に関しては、都立小児総合医療センターのサテライト病院として位置づけると共に、都が責任を持って医師等を派遣し、小児医療体制が

将来にわたり都の責任において維持されることが都民の周知となる制度設計をすること。

- (4) 都立梅ヶ丘病院跡地において、小児精神の外来医療を行うなど、区部の小児精神患者外来機能の拡充を含め、都立病院が行う小児精神医療を向上させるよう取り組むこと。

四 子育て環境を整備する

- 1 出産育児一時金を都独自に10万円上乘せし、子育て世帯の経済的負担を軽減すること。(福祉保健局)
- 2 子ども家庭支援区市町村包括補助により、区市町村が地域の実情に応じて主体的に行う子育てサービス基盤の整備を支援すること。市町村が、地域の実情に応じて施策を行うことが出来るよう子育て推進交付金を交付すること。(福祉保健局)
- 3 「子育て応援とうきょう会議」を運営し、企業、大学、NPO などとともに、社会全体で子育てを支援する気運を高めること。(福祉保健局)
- 4 大都市の多様な保育ニーズに対応するため、都独自の基準を持つ認証保育所の設置を推進するとともに、質を確保するため指導を実施すること。認証保育所等開設資金無利子貸付事業を実施すること。家庭福祉員制度を実施する区市町村に対し補助すること。また、パート労働者などのニーズに応えるため、一時保育の充実を図ること。(福祉保健局)
- 5 認証保育所の施設長や家庭福祉員などへの研修事業、保育人材確保事業を行うこと。(福祉保健局)
- 6 待機児童ゼロを目指し、待機児童解消区市町村支援事業を行うとともに、集合住宅の整備にあわせた保育所整備や統廃合した学校施設や空き店舗等を活用した保育所整備についても積極的に取り組むこと。(福祉保健局)
- 7 認可保育所サービス向上支援事業を実施し、入所定員の増、年齢別定員の見直し、0歳児保育の実施等、サービスの向上・改善に必要な改修経費を補助する。(福祉保健局)
- 8 認定こども園については、都独自の補助制度を引き続き行うこと。(福祉保健局)
- 9 事業所内保育所の補助期間を10年に延長するとともに、中小企業に対する補助率アップ、地域解放、設置主体条件の一層の緩和ができるようにし、設置促進を図ること。病児・病後児保育を推進し、多様な保育サービス提供を進めること。あわせてワークライフバランスに配慮した働き方の普及を進めること。(福祉保健局)
- 10 病院内保育施設の運営に対し補助し、医療従事者の離職防止及び再就業を促進するとともに、病児等保育の実施を図ること。設置費についても補助すること。(福祉保健局)
- 11 家庭的保育拡大のため、代替保育確保支援事業、補助員雇用支援事業、共同実施型家庭福祉員モデル事業、家庭的保育賃借料補助事業、家庭的保育改修事業を実施すること。(福祉保健局)
- 12 一時・特定保育事業に対し補助すること。病児・病後児保育に補助するとともに、保育所における病児・病後児ケアの質向上を図るため相談支援事業を実施すること。

また、病児対応型保育施設を核として、病後児対応型、派遣型サービスなどの地域資源を活用したネットワークを構築する病児・病後児保育ネットワーク事業を実施すること。(福祉保健局)

- 1 3 子ども家庭支援センターを設置運営する区市町村に対し、補助するとともに、専門性の強化を図ること。また、きめ細かな相談体制の充実を図ること。(福祉保健局)
- 1 4 要支援家庭の早期発見・支援事業を実施し、要支援家庭の早期発見を図るとともに、適切な支援につなげるよう取り組むこと。出産後のケアを家族などから受けられないなど、特に支援を要する母子に対しサポート体制を確立し、虐待の未然防止を図ること。(福祉保健局)
- 1 5 乳幼児身体発育調査を行い、都保健所及び都内医療機関で調査を行うこと。(福祉保健局)
- 1 6 学童クラブ事業を行う区市町村に対し、補助するとともに、整備費補助、設置促進のための補助を行うこと。また障害児の受け入れに係る経費についても補助すること。小学校等の空き教室を学童クラブにするために必要な建物改修等に支援し、教育委員会事業との適切な調整を行いつつ、事業の推進を図ること。地域子育て創生事業を実施し、子育て環境を整備すること。(福祉保健局)
- 1 7 次世代を担う子どもの健全な育成のため、児童育成手当、児童育成手当、児童扶養手当を支給するとともに、乳幼児や義務教育就学期の児童の医療費助成事業を実施すること。(福祉保健局)
- 1 8 医療機関における虐待対応力強化のため院内虐待対策委員会(CAPS)の設置をはじめとした虐待対応体制の整備を支援するとともに、研修や普及啓発等を実施し人材を養成すること。(福祉保健局)
- 1 9 虐待等で家庭的養護が望ましい児童の養育家庭への委託を進めるとともに、ファミリーホーム事業を実施すること。また、養護児童グループホームの推進、養育家庭登録の促進・制度の理解を求めため十分な広報を行うこと。さらに、養育家庭へのサポートを行いともに支える支援機関を設置すること。(福祉保健局)
- 2 0 専門機能強化型児童擁護施設制度を引き続き実施し、治療的・専門的ケアを行うこと。児童養護施設の整備を助成し、処遇向上、定員増などに対応できるようにすること。(福祉保健局)
- 2 1 児童養護施設等人材育成支援事業、子どもの権利擁護専門相談事業を実施すること。乳児院愛着形成促進事業を実施し、小規模グループケア化を促進すること。(福祉保健局)
- 2 2 入所児童の処遇向上、定員増及び家庭的養護のニーズに対応するため、施設が行う整備等に対して助成を行うこと。(福祉保健局)
- 2 3 児童相談所を運営するとともに、一時保護所の定員増、児童福祉司、児童心理士を増員すること。(福祉保健局)
- 2 4 ひとり親家庭を支援するために、ホームヘルプサービス事業補助を実施すること。また、雇用安定促進や相談体制の充実を図ること。母子家庭等就業・支援センターに養育費相談員を配置すること。(福祉保健局)
- 2 5 ひとり親家庭等在宅就業支援事業、高等技能訓練促進事業を拡充し、ひとり親家庭

の自立促進を支援すること。(福祉保健局)

- 2 6 母子生活支援施設の入所者の処遇向上を図るため、社会福祉法人等が行う施設整備に対し助成を行うこと。(福祉保健局)
- 2 7 区市町村が行う妊婦健康診査事業にかかる経費の一部を補助し、妊婦の健康管理、妊娠・出産にかかる経済的負担の軽減を図ること。(福祉保健局)

五 心身障害者(児)福祉を推進する

- 1 障害者の地域生活を支援するため、身体・知的重度障害者グループホームを含めたグループホーム・ケアホームへの運営費補助を行うこと。施設から地域への移行者を受け入れるための経費を補助すること。グループホーム等の安全体制強化のため、防災設備の整備助成を行うこと。(福祉保健局)
- 2 障害者(児)施設の重点的整備を進めるため、グループホーム・ケアホーム、重度心身障害者グループホーム、短期入所事業、生活介護や就労移行支援・重症心身障害児(者)通所事業などの日中活動の場、障害者支援施設、福祉的就労の場の経営改革などを特別に補助すること。(福祉保健局)
- 3 東京都障害者自立支援基盤整備事業を実施し、施設等の改修、備品購入等に要する経費を補助すること。(福祉保健局)
- 4 心身障害者(児)の日常生活を支援するために、居宅介護、重度訪問介護、重度障害者等包括支援、行動援護などを実施する居宅介護等事業を実施すること。重度脳性麻痺者介護事業、重度訪問介護事業者基盤整備事業を実施すること。(福祉保健局)
- 5 区市町村地域生活支援事業、東京都地域生活支援事業を実施し、障害者が自立した生活、社会生活を営むことができるよう幅広く支援すること。(福祉保健局)
- 6 障害者自立支援法の施行に伴う東京都障害者自立支援対策臨時特例交付金事業を引き続き実施するとともに、障害者の生活実態に即した自立支援策、所得保障を実現するよう国に対し働きかけること。(福祉保健局)
- 7 区市町村が地域の実情に応じて、障害者分野の基盤の整備及び地域福祉サービスの充実を図ることができるよう、障害者施策推進区市町村包括補助事業を実施すること。(福祉保健局)
- 8 障害者(児)を緊急に一時保護する、障害者(児)ショートステイ事業を実施すること。(福祉保健局)
- 9 重症心身障害児(者)への支援として、訪問事業や通所委託、ショートステイの確保など、適切な療育環境を提供すること。重症心身障害児通所委託受け入れ促進員配置を支援すること。重症心身障害児在宅療育支援事業を実施すること。また、看護師確保緊急対策、職場勤務環境改善事業を実施すること。さらに復職支援などのキャンペーンを行うこと。(福祉保健局)
- 1 0 小規模作業所等の経営基盤強化のため、専門知識を持つ協力員の派遣など、法内施設化促進事業を実施するとともに、自立支援事業に移行した法人に対し運営費の補助を行うなど安定化策を講じること。(福祉保健局)
- 1 1 発達障害者支援センターの支援体制を充実すること。発達障害者支援体制整備推進事業を実施し、専門的人材育成、早期発見・早期支援の支援システムの構築等を行う

こと。(福祉保健局)

- 1 2 高次脳機能障害者に適切な支援が提供されるよう、専門的な相談支援、地域ネットワークの構築、人材育成、専門的リハビリテーションの充実など、高次脳機能障害者支援普及事業を実施すること。区市町村に高次脳機能障害者支援員を配置し、相談支援、関係機関との連携、社会資源の把握・開拓など、支援の充実を図ること。(福祉保健局)
- 1 3 都外施設の安定運営を確保するため適切な補助を行うこと。また、都外施設利用者の地域移行支援事業を実施するとともに、障害者地域生活移行促進事業を実施すること。(福祉保健局)
- 1 4 区市町村が地域の実情に応じて、障害者の地域福祉サービスの充実を図ることが出来るよう補助すること。(福祉保健局.)
- 1 5 小規模作業所等が法内移行するまでの間、経営を安定化させるため支援を行うこと。また、職員の処遇改善のための事業を実施すること。(福祉保健局.)
- 1 6 障害者の就労支援を充実するため、東京都障害者就労支援協議会、区市町村障害者就労支援事業、雇用にチャレンジ事業、障害者就労支援体制レベルアップ事業、障害者職場実習ステップアップ事業、障害者就業・生活支援センター事業を実施すること。(福祉保健局)
- 1 7 工賃アップ推進事業として、経営コンサルタント派遣事業、工賃アップセミナー事業を実施すること。(福祉保健局)
- 1 8 障害者の地域での生活を支えるサービス基盤を充実させるため、施設整備にかかる設置者負担の特別助成を実施し、地域生活の基盤整備を促進すること。心身障害者施設用地取得費貸付事業を実施するとともに引き続き補助率3/4とすること。(福祉保健局)
- 1 9 盲ろう者通訳派遣事業、盲ろう者支援センター事業を実施し、盲ろう者のコミュニケーション、移動を確保し、社会参加を促進すること。(福祉保健局)
- 2 0 障害者の社会参加促進のため、障害者IT支援総合基盤整備事業、身体障害者補助犬給付事業を行うこと。(福祉保健局)
- 2 1 聴覚障害者用住宅用自動火災報知器が、一般の住宅用自動火災報知器並みの価格で買えるように補助すること。(福祉保健局)
- 2 2 心身障害者福祉手当、重度心身障害者手当の支給、心身障害者扶養共済への加入により障害者の経済的基盤の確保を図ること。(福祉保健局)
- 2 3 障害福祉サービス等従事職員のための処遇改善事業を実施すること。(福祉保健局)
- 2 4 府中療育センターの全面改築に向けて基本計画を作成すること。老朽化している北療育センター城北分園を改築すること。また、東村山福祉園についても早期に計画を示すこと。(福祉保健局)
- 2 5 精神障害者措置入院患者の医療費公費負担を行うとともに、通院医療費助成、小児精神患者等医療費助成を実施すること。精神科救急医療体制の充実を図ること。(福祉保健局)
- 2 6 精神障害者の社会的入院の解消に向け、退院促進コーディネーター、グループホーム活用型ショートステイ事業を実施すること。また、地域移行後の精神疾患患者への

医療中断防止、見守り支援、専門支援員配置など、地域活動支援センター機能を充実すること。(福祉保健局)

- 27 地域精神科医療ネットワークモデル事業、アウトリーチ支援モデル事業を実施し、地域で必要な時に治療を受けられる体制整備、地域定着を支援し安定して生活できるようにすること。(福祉保健局)
- 28 精神科救急医療情報センター整備事業を実施し、調査情報の共有化、措置医療と救急医療との連携を一層強化し、精神科救急システムのより効果的な運用を図ること。(福祉保健局)
- 29 夜間こころの電話相談事業を実施し、行政機関等と関係がつながりにくい夜間の相談体制を整備すること。(福祉保健局)

六 高齢者福祉を推進する

- 1 高齢者が地域で安心して住み続けることができるように、地域ケア体制を推進すること。(福祉保健局)
 - (1) 地域ケア推進事業を実施し、事業者、区市町村に対して積極的な施策展開や取組を働きかけること。
 - (2) 高齢者の住まいにおけるサービス提供等のありかた指針を策定するなど、高齢者向け住居の適切な整備促進に向け取り組むこと。
 - (3) 地域包括支援センター機能の充実強化のため、基幹型地域包括支援センターのモデル事業を実施すること。
 - (4) 在宅医療を支える訪問看護ステーション支援事業を実施すること。
 - (5) 介護支援専門員が、医療的ケアを含めた生活全般を支えるケアマネジメントをできるよう養成、制度整備に取り組むこと。
- 2 都市部におけるディサービス等に関する調査研究事業を実施すること。(福祉保健局)
- 3 介護基盤整備のため、特別養護老人ホームへの用地助成を復活させること。
- 4 ケア付き住宅と同様の安心を住居に確保するためシルバー交番(仮称)を設置すること。(福祉保健局)
- 5 訪問看護ステーションサテライト推進事業を実施し、訪問看護のサービス量確保を図ること。(福祉保健局)
- 6 認知症高齢者への支援として、認知症対策推進事業、認知症地域生活支援ネットワーク事業、認知症地域医療推進事業、認知症対策連携強化事業、高齢者権利擁護推進事業、若年性認知症支援モデル事業、看護職認知症対応力向上研修事業を実施すること。(福祉保健局)
- 7 地域における日常生活の支援として、高齢者支援技術活用促進事業、高齢社会対策区市町村包括補助事業を実施すること。(福祉保健局)
- 8 高齢者の生きがいと社会参加促進のため、シルバーパス交付事業、老人クラブ助成事業、団塊世代・元気高齢者による地域活性化事業を実施すること。(福祉保健局)
- 9 介護施設における人材確保育成のため、介護人材定着対策事業、サービス提供責任者支援事業、介護人材育成・職場改善等支援事業、介護人材確保支援事業を実施する

こと。また、シルバーパスの対象交通機関を拡大するなど、さらなる高齢者の社会参加促進策について検討すること。(福祉保健局)

- 1 0 介護施設人材確保育成に取り組むこと。EPAに基づく外国人介護士の受け入れ支援事業を実施するとともに、制度検証を行うこと。(福祉保健局)
- 1 1 特養等施設の開設準備に必要なとなる訓練期間中の職員雇いあげ費用や地域説明会に要する経費を補助すること。また、施設用地確保のための定期借地権の一時金を助成して、設置を促進すること。(福祉保健局)
- 1 2 特別養護老人ホームが利用者サービスの維持向上を図ることができるよう、運営費等の補助を行うこと。(福祉保健局)
- 1 3 都立高齢者施設等の適切な運営を行うとともに、健康長寿医療センター(仮)の整備、支援を行うこと。(福祉保健局)
- 1 4 介護サービス基盤の整備として、特別養護老人ホーム、認知症高齢者グループホーム緊急整備、ケアハウスの整備、地域密着型サービス等重点整備、介護老人保健施設の整備、介護専用型有料老人ホームの設置促進のため補助すること。あわせて特養等の介護職員宿舎の建設を補助すること。また、医療・介護連携型高齢者専用賃貸住宅モデル事業を実施すること。(福祉保健局)
- 1 5 特養併設以外の老人短期入所施設の整備に要する費用の一部を補助し、ショートステイ整備を促進すること。また、共同住宅併設型地域密着型サービス等整備促進事業を実施し、高齢者と共同住宅の若年世代との混住を進めること。(福祉保健局)
- 1 6 スプリンクラーの設置が義務づけられた既存施設等に対し、防火設備費用を補助し、介護施設の防火対策を強化すること。(福祉保健局)
- 1 7 地域の介護ニーズに対応するため、小規模多機能居宅介護事業所等の介護拠点の創設や増設に対し補助すること。(福祉保健局)
- 1 8 介護保険制度の適切な運営に努めること。低所得者特別対策事業では、東京都の独自制度が、区市町村において着実に実施されるよう取り組むこと。また、ケアマネジメントの充実に取り組むこと。(福祉保健局)

七 健康の保持増進を図る

- 1 自殺総合対策の推進のため、自殺総合対策東京会議、自殺防止！東京キャンペーン、ゲートキーパー養成事業、相談支援のネットワーク構築を行うこと。また、うつ診療レベルアップ研修、未遂者支援対策事業、遺族支援対策事業を実施すること。自殺総合相談電話を設置すること。また、総合精神保健福祉センターの専門機関としての機能を生かし、自殺対策に従事する職員等の専門的能力を育成するなど人材育成に取り組むこと。(福祉保健局)
- 2 自殺に関する統計をデータベース化し、地域の実情に応じた自殺対策を講ずるための基礎資料を作成すること。また、区市町村や民間団体等の活動を支援し、地域における自殺対策力を強化する。(福祉保健局)
- 3 地域保健サービス体制充実のため、区市町村が地域の実情を踏まえて保健サービスの充実に取り組めるよう支援すること。(福祉保健局)
- 4 東京都健康推進プラン 21、糖尿病・メタボリックシンドローム予防対策を推進す

ること。(福祉保健局)

- 5 がん予防対策推進のため、がん検診受診促進事業、がん検診受診率向上事業、がん検診精度向上支援事業、読影医師等養成事業、職域がん検診支援事業等を実施すること。(福祉保健局)
- 6 ウィルス肝炎受療促進集中戦略として、検診受診促進事業、検診強化事業、診療ネットワーク整備事業、インターフェロン治療に医療費を助成する肝炎治療推進事業を実施すること。さらに、法に基づく肝炎ウィルス検診を受けられなかった又は再検査の必要がある方に対し、検診受診の機会を確保するため都保健所で検診を実施するとともに、受診促進事業を行うこと。また、慢性肝炎等患者及び家族の支援を行うこと。(福祉保健局)
- 7 慢性腎臓病対策として、早期発見・早期治療につなげるため、普及啓発・かかりつけ医に対する研修を実施すること。(福祉保健局)
- 8 難病対策として、医療費公費助成の対象疾病を拡大するとともに、居宅生活支援や訪問診療など在宅難病患者対策を充実すること。(福祉保健局)
- 9 原爆被爆者対策として、健康診断や各種手当での支給などを行うとともに、介護保険利用等助成事業を実施すること。健診の内容・検査方法の改善に取り組むこと。(福祉保健局)
- 10 心身障害者(児)医療費助成、ひとり親家庭医療費助成事業補助など各種医療費助成を引き続き実施すること。(福祉保健局)
- 11 慢性骨髄性白血病治療に有効とされるグリベックの薬剤費の負担軽減について、都としても国に要望すること。(福祉保健局)
- 12 国民健康保険事業の円滑な運営のため、運営費補助を行うこと。国保組合についても引き続き補助を行うこと。(福祉保健局)
- 13 山間部及び島しょでの水質改善等のため、町村が行う簡易水道事業等の整備を補助すること。(福祉保健局)

八 生活環境の安全を確保する

- 1 食品の安全確保を図るため、食品安全情報評価委員会によるリスク情報の収集分析を行うとともに、食の監視検査体制を充実強化すること。輸入食品対策、広域流通食品監視・検査を実施すること。また、都民・事業者・行政が、食品安全対策の理解と推進にともに取り組む機関を設置するなど、リスクコミュニケーションを充実すること。(福祉保健局)
- 2 アレルギー物質を含む食品表示の徹底、健康被害の未然防止のため、輸入、製造、販売の各段階における表示の監視指導及び収去検査を行うなど、総合的なアレルギー対策を推進すること。(福祉保健局)
- 3 食品の適正な表示を確保するため、立ち入り検査・指導措置などを行うとともに、食品事業者における適正表示推進者を育成すること。また、卸売市場内に流通する生鮮食料品の監視指導や検査を行う市場衛生検査、食中毒の発生原因となった病因物質を追求するための検査実施や汚染経路の調査、営業者の自主的衛生管理推進のための指導を行うなど、食中毒対策を実施すること。(福祉保健局)

- 4 健康食品による危害を未然に防止するため、業者指導や都民への普及啓発にかかる事業を推進すること。(福祉保健局)
- 5 医薬分業等を推進するため、かかりつけ薬局の育成、医薬品管理センター等における医薬品供給等の情報ネットワーク構築などに取り組むこと。また、医薬品や医療機器等の品質、有効性・安全性を確保するため薬局や医薬品等販売業者、製造業者等に対し、監視指導を行うこと。(福祉保健局)
- 6 薬物乱用防止対策を総合的に進めるとともに、脱法ドラッグ、薬剤の不適正処方などの情報収集に努め、関係機関と連携して取締りを強化すること。(福祉保健局)
- 7 大気汚染の影響を受けたと推定される疾病にかかった患者に対し、大気汚染健康障害者医療費助成を行うこと。また、大気汚染物質とぜん息発症に関する影響調査を実施すること。(福祉保健局)
- 8 花粉症の予防・治療対策を総合的に推進し、都民の健康被害の軽減を図るため根治療法開発・普及などの対策を講じること。また、感染症を媒介する蚊の防除対策を推進するとともに、アジア感染症対策プロジェクトによりアジア大都市の行政機関、医療機関、研究機関等の医師、研究者等による人的ネットワークを構築すること。(福祉保健局)
- 9 動物の愛護事業を推進するとともに、人と動物との共生に対する理解を推進すること。動物由来感染症の防疫措置を講じること。(福祉保健局)
- 10 新型インフルエンザ対策として、医療物資の確保、医療体制の整備、感染症指定病院への補助、検査体制の強化、都民への普及啓発、東京都医学研究機構での基礎研究推進に取り組むこと。(福祉保健局)
- 11 新型インフルエンザの入院医療体制を確保するため、患者の受入を行う医療機関に対し、施設及び医療資器材の整備に補助すること。また、外来・経過観察室の陰圧化等の整備に補助すること。(福祉保健局)
- 12 新型インフルエンザ対策として、対応策を徹底し、幼児・児童・生徒及び家庭に対し正しい情報を伝達すること。また、教職員を対象とした講習会を実施すること。(教育庁)
- 13 救急搬送サーベイランスを実施し、患者の症状等の情報を迅速に収集・解析して、異常の発生をいち早く探知するよう取り組むこと。(福祉保健局)
- 14 HIV／エイズの相談・検診体制の充実や療養支援体制の整備に取り組むこと。また、患者・感染者への偏見のない社会の実現に取り組むこと。(福祉保健局)
- 15 結核医療費助成を実施するとともに、結核予防推進プラン促進事業、結核地域医療ネットワーク推進事業を実施すること。(福祉保健局)

九 新しい福祉を支える基盤づくりを進める

- 1 生活保護世帯に対し適切な援護を行うとともに、就労支援など自立支援に向けた取り組みを行うこと。(福祉保健局)
- 2 路上生活者の自立支援として、緊急一時保護センター事業、自立支援センター事業、巡回相談など、公園等生活者が地域での自立した生活に定着できるよう継続した支援を行うこと。(福祉保健局)

- 3 生活安定化総合対策事業として、生活安定応援事業、生活サポート特別貸付事業、ネットカフェ難民支援、低所得世帯の子どもへの学力向上支援、就労支援などを実施すること。また、多重債務者の生活再生事業、児童擁護施設退所者等への自立生活支援事業を実施すること。(福祉保健局)
- 4 住居を失ったホームレス又はホームレスになる恐れのある方にカプセルホテル等を借り上げるとともに、巡回相談を行い自立を支援すること。緊急就労・居住支援事業を実施すること。(福祉保健局)
- 5 地域生活定着支援事業を行い、刑務所等出所予定の障害者等に対し、福祉サービスにつなげるための地域生活定着支援センターを設置すること。(福祉保健局)
- 6 区市町村において、成年後見制度推進機関の立ち上げなど、制度の普及・定着が進むよう、成年後見活用あんしん生活創造事業を行うこと。また、地域福祉権利擁護事業を実施するとともに、苦情対応事業を実施すること。(福祉保健局)
- 7 鉄道駅のバリアフリー化、ノンステップバスやリフト付きタクシーの整備を進めること。また、ユニバーサルデザイン整備促進事業、とうきょうトイレ整備事業を実施すること。(福祉保健局)
- 8 区市町村が地域のニーズに応じて地域福祉を推進できるよう、地域福祉推進事業補助、地域福祉振興事業補助を行うこと。また、自殺対策インターネット相談事業費補助を行うこと。(福祉保健局)
- 9 不足する福祉人材の養成・確保策として、新たな福祉人材育成事業、介護福祉士等修学資金の貸与事業を実施すること。(福祉保健局、産業労働局)
- 10 地域福祉推進区市町村包括補助事業を実施すること。(福祉保健局)
- 11 中国残留邦人およびその家族の生活実態について調査を行い、雇用、住宅、教育など全庁的な体制での支援を行うこと。また、市区町村の地域生活支援事業の実施について、積極的に支援すること。(福祉保健局)
- 12 がん・認知症対策研究を推進すること。災害時要援護者対策を推進すること。(福祉保健局)
- 13 NPO 法人や民間企業に対し、整備費や運転資金等のつなぎ融資を行い、福祉基盤の整備促進に取り組むこと。(福祉保健局)
- 14 福祉サービス第三者評価システムの普及を図るとともに、評価者の信頼性向上に努めること。社会福祉法人の財務分析強化事業などを実施し、問題の早期発見と改善を図ること。(福祉保健局)
- 15 三宅島火山活動災害による被災者に対して、災害援護資金の貸付などを行うとともに、生活福祉資金利子補給を行うこと。(福祉保健局)
- 16 東京都医学系総合研究所(仮称)を整備し、医学的課題に迅速かつ効果・効率的に応えられるよう取り組むこと。(福祉保健局)
- 17 監察医務院、看護専門学校、荏原看護専門学校、多摩府中保健所、島しょ保健所の改築、整備等を行うこと。(福祉保健局)
- 18 子ども家庭総合センター(仮称)を整備し、子どもと家庭に係る総合的な相談、支援の実施、困難ケースへの専門的な支援等に取り組むこと。(福祉保健局)
- 19 虐待等により重篤な情緒・行動上の問題を有する児童の治療的養育・ケアを行う新

たな治療的ケア施設について検討を行うこと。(福祉保健局)

- 2 0 墨田児童相談所、立川児童相談所一時保護所の改築工事のため、実施設計を行うこと。(福祉保健局)
- 2 1 健康危機管理センター(仮称)を整備し、新たな感染症の脅威・不正薬物の乱用、食品安全などさまざまな課題への対応を図ること。(福祉保健局)
- 2 2 要介護者等火災時に自力で避難できない方が入所している宿泊所に対し、スプリンクラー等の設置費用を助成し、入所者の安全を確保すること。(福祉保健局)
- 2 3 都の所管する施設の耐震化、都立施設の緑化を推進すること。また、民間社会福祉施設の耐震化促進のため補助すること。社会福祉施設省エネ設備等モデル事業費補助を実施し、CO2削減にむけ取り組むこと。(福祉保健局)
- 2 4 所有地活用による福祉施設整備を促進するため、使用料についてはさらなる減額を検討すること。(福祉保健局)
- 2 5 広報活動については、実績や配布後の効果についても検証し、適正な発行に努めること。(福祉保健局)

Ⅱ 産業を支え、雇用を守る

一 重点事項一

一 雇用の確保と安心できる職場環境を実現する

○緊急雇用対策の規模を拡大するとともに、保育、介護、教育、IT補助など、若年者向けの雇用を増やすこと。また、建て替え前の都営住宅の活用など、求職者の居住の場の確保に努めること。さらに、求職者のための「ワンストップ・サービス」の効果を高めるために、アウトリーチ活動などを通じて、相談窓口の周知についても積極的に広報すること。(産業労働局・都市整備局・福祉保健局)

○職業訓練の規模を拡大するとともに、ミスマッチ解消に向けた取り組みを強化すること。また、「就職チャレンジ事業」を引き続き実施し、受講者への奨励金の支給や採用企業に対する助成金などを通じて、低所得者層に対する就業支援を進めること。さらに、生活サポート特別貸付事業を拡充し、就職困難な若年者などへの生活資金や住宅資金を貸し付けること。(産業労働局・福祉保健局)

○ワークライフバランスの実現に向けて、「TOKYOワークライフバランス推進宣言(仮称)」を策定すること。また、両立支援推進助成金の条件を緩和など、仕事と家庭生活との両立支援に取り組む中小企業の拡大に向け取り組むこと。(産業労働局)

二 暮らしを支える産業を振興する

○中小企業制度融資について、預託金の活用により、さらに低金利への誘導を図るなど、融資目標額を拡大すること。また、小口資金融資や経営支援融資などの保証料補助を拡充するなど、中小企業の負担軽減を図ること。(産業労働局)

四 農林水産業を振興する

○東京の森林の再生に向けて、森林の循環再生プロジェクトの充実を図るとともに、国の基金事業を活用して、機器の整備や間伐を積極的に進めること。また、庁内や学校での利用推進など、多摩産材の利用を拡大を進めること。(産業労働局)

五 中央卸売市場を活性化する

○築地市場の移転問題では、現在地再整備について、改めて検討すること。また、シンポジウムや公開討論会など、都民の声を幅広く聴く場を設けること。併せて、豊洲移転を強引に進める予算については安易に計上しないこと。(中央卸売市場)

一 雇用の確保と安心できる職場環境を実現する

- 1 緊急雇用対策の規模を拡大するとともに、保育、介護、教育、IT補助など、若年者向けの雇用を増やすこと。また、建て替え前の都営住宅の活用など、求職者の居住

の場の確保に努めること。さらに、求職者のための「ワンストップ・サービス」の効果高めるために、アウトリーチ活動などを通じて、相談窓口の周知についても積極的に広報すること。(産業労働局・都市整備局・福祉保健局)

- 2 職業訓練の規模を拡大するとともに、ミスマッチ解消に向けた取り組みを強化すること。また、「就職チャレンジ事業」を引き続き実施し、受講者への奨励金の支給や採用企業に対する助成金などを通じて、低所得者層に対する就業支援を進めること。さらに、生活サポート特別貸付事業を拡充し、就職困難な若年者などへの生活資金や住宅資金を貸し付けること。(産業労働局・福祉保健局)
- 3 パートアドバイザー制度の充実や働く人の心の健康づくりに取り組むなど、労働相談体制の充実・強化を図ること。また、労働法や労働時間に関する正しい知識の普及啓発に取り組むとともに、非正規労働者の処遇改善に取り組む企業の拡大に向けて、支援の充実を図ること。(産業労働局)
- 4 ワークライフバランスの実現に向けて、「TOKYOワークライフバランス推進宣言(仮称)」を策定すること。また、両立支援推進助成金の条件を緩和など、仕事と家庭生活との両立支援に取り組む中小企業の拡大に向け取り組むこと。(産業労働局)
- 5 若年者の雇用就業支援について(産業労働局)
 - (1) しごとセンターにおいて、就職支援アドバイザーなどフリーター向け対策を充実するとともに、若年労働者向けの定着支援に資するセミナーなどを実施すること。また、就職活動に踏み出せないでいる若者への支援を実施すること。
 - (2) 内定を得ていない新規学卒者などを合同就職面接会を開催するとともに、東京都の若年者就業セイン事業に協力する意思のある若者ジョブサポーター企業の組織化・拡大に取り組むこと。
- 6 中高年の雇用就業支援として、しごとセンターで、パソコン等の短期講座の提供など、能力開発を通じた再就職支援に取り組むこと。また、就職氷河期に新卒者となった世代へのキメの細かな就業支援を実施すること。(産業労働局)
- 7 障害者の就業を促進させるための施策を充実すること。ジョブコーチ支援事業や一般企業での障害者雇用を進めるための都独自の助成金について引き続き実施するとともに、特例子会社の設立に対しても都独自に支援すること。さらに、障害者雇用を一層促進するため、民間事業者への普及啓発に努めること。(産業労働局)
- 8 NPO等での就業体験の提供など、多様な働き方に対する支援を行うこと。また、キャリアカウンセリングだけでなく総合的なプログラムを実施することで、女性の再就職を支援すること。(産業労働局)
- 9 総合的な雇用対策を実現するために、公労使による雇用対策会議(仮称)を設置し、雇用創出プランを作成すること。(産業労働局)
- 10 東京都労働委員会における高い和解率をひとつのモデルとして、そのノウハウを全国的に発信するなど、労働者と使用者とがそれぞれ納得のできる解決が図られるよう努めること。(労働委員会)

二 暮らしを支える産業を振興する

- 1 中小企業の経営の安定化支援を図るために、ADRによる取引改善指導など下請け

企業対策を充実するとともに、さらなる経営指導や受注開拓支援を行うために、経営力強化事業などを新たな事業を創設すること。(産業労働局)

- 2 特許、商標、意匠など、中小企業の知的財産を保護・育成するために、外国での模倣品被害の調査に対する支援や、知財活用に向けたアドバイスなど、積極的に支援策を講じていくこと。(産業労働局)
- 3 中小企業への技術支援として、省エネなどの都市の課題解決につながる技術開発や製品開発に支援するとともに、ものづくり企業経営者など、産業人材の育成・確保に取り組むこと。(産業労働局)
- 4 中小企業による海外も含めた販路開拓への支援を行うこと。また、インキュベーション施設を整備・拡充するなど、創業支援の取り組むこと。(産業労働局)
- 5 地域工業の活性化に向けて、創造的都市型産業の創出や集積を図ろうとする区市町村と連携してその支援を行うとともに、ものづくり技術を継承するための新たな事業を創設すること。また、多摩シリコンバレー創設に向けて、多摩地域への企業の進出促進や企業間連携に取り組むこと。(産業労働局)
- 6 商店街の活性化に向けて、新・元気を出せ商店街事業については、より効果的な事業になるよう工夫をするとともに、若手商人の育成事業の推進に取り組むこと。(産業労働局)
- 7 中小企業制度融資について、預託金の活用により、さらに低金利への誘導を図るなど、融資目標額を拡大すること。また、小口資金融資や経営支援融資などの保証料補助を拡充するなど、中小企業の負担軽減を図ること。(産業労働局)
- 8 地域の金融機関と連携した新たな金融支援策については、デフォルト抑制や情報公開などに取り組みながら、融資規模の拡大を図ること。(産業労働局)
- 9 新銀行東京について、都民の税金がさらに毀損することにならないよう、事業譲渡や株式の売却などを含め、早期に新銀行から撤退すること。(産業労働局)

三 観光産業の振興を図る

- 1 羽田空港の国際化を契機として、旅行者の増加を図るために、積極的な観光プロモーションを展開すること。また、羽田空港での乗り換え時間に着目した新たな観光振興策などを検討すること。(産業労働局)
- 2 観光資源を開発するために、歴史的建造物等を活かした観光まちづくりに取り組むとともに、舟運(しゅううん)ネットワークの構築など、水辺の観光資源の活用に取り組むこと。また、御嶽をはじめとする青梅・奥多摩地域の雄大な自然を守りながら、観光資源としての活用を図ること。(産業労働局)

四 農林水産業の振興を図る

- 1 東京の森林の再生に向けて、森林の循環再生プロジェクトの充実を図るとともに、国の基金事業を活用して、機器の整備や間伐を積極的に進めること。また、庁内や学校での利用推進など、多摩産材の利用を拡大を進めること。(産業労働局)
- 2 農業経営の安定を図るために、コンサルなどを活用した都市農業経営に関するパワーアップ事業を新たに創設すること。また、安全で安心できる農産物を都民に供給す

るために、東京都生産情報提供事業者登録制度の登録事業者数の拡大に取り組むとともに、都内で生産された農産物を地元の小中学校の給食に供給する地産地消給食供給モデル事業を進めること。(産業労働局)

- 3 水産業の振興を図るため、サメなどによる食害対策やテングサ藻場の再生・保全に取り組むこと。また、八丈島のカツオなど東京ブランドの確立・普及に取り組むとともに、国の基金事業を活用するなどして、漁業後継者の確保・育成に取り組むこと。(産業労働局)

五 中央卸売市場を活性化する

- 1 築地市場の移転問題では、現在地再整備について、改めて検討すること。また、シンポジウムや公開討論会など、都民の声を幅広く聴く場を設けること。併せて、豊洲移転を強引に進める予算については安易に計上しないこと。(中央卸売市場)
- 2 市場コストの削減やハード・ソフトの両面からなる市場業者への経営支援などを通じて、跡地売却に頼らない、市場財政の健全化に努めること。(中央卸売市場)
- 3 市場での環境対策を進めるために、CO₂削減に向けた設備の省エネ改修を実施するとともに、北足立市場における太陽光発電設備の導入に取り組むこと。(中央卸売市場)
- 4 食肉市場の仲卸業者売り場、食肉市場の衛生対策のために、必要な施設整備を行うとともに、小動物棟の屋上緑化を進めること。(中央卸売市場)

Ⅲ 未来の力育む教育を進める

－重点事項－

三 私立学校の振興を図る

○私立高校の学費負担軽減のため都として少なくとも5万円の学費負担軽減補助を実施すること。(生活文化スポーツ局)

一 家庭と地域の教育力向上を図る

- 1 家庭の教育力向上のため、乳幼児期からの子どもの教育プロジェクト、公立学校における食育推進として、栄養教諭の配置や食育研究を推進すること。(教育庁)
- 2 幼稚園・保育所での教育的機能を向上させるため、就学前教育に取り組むこと。(教育庁)
- 3 都民の参加による地域の教育力向上のため、教育サポーターの養成、地域教育推進ネットワーク東京都協議会の運営、学校支援ボランティア推進協議会の設置・推進に取り組むこと。(教育庁)
- 4 都立高校教育支援コーディネーター事業のような、ボランティアと学校をつなぐコーディネート機能を確保するとともに、学校におけるボランティア活動のための予算を措置すること。(教育庁)

二 教育の質向上・学校教育指導を充実する

- 1 東京教師養成塾、東京教師道場、各種研修、授業研究など教員の資質向上に取り組むこと。また、若手教員の育成のため育成プログラムを実施するなどして取り組むこと。(教育庁)
- 2 教職員健康管理システム、メンタルヘルスチェックシートの導入などによる教職員のメンタルヘルス確保に取り組むこと。(教育庁)
- 3 都立高校改革の推進、多様な選抜方法の推進、自立的な学校経営の確立に取り組むこと。ものづくり人材の育成に取り組むこと。進学指導重点推進校、進学指導特別推進校の指定は、地域的なバランスも考慮すること。(教育庁)
- 4 高校改革の成果を検証すること。生徒数の増加にともなう学級増に向けて検討すること。(教育庁)
- 5 学校支援地域本部事業を活用し、地域人材の教育参加を推進すること。(教育庁)
- 6 外部人材を積極的に活用するため、中学校部活動の外部指導員導入促進事業、肢体不自由特別支援学校への介助専門家導入を実施すること。(教育庁)
- 7 教育の質を高めるため、教職大学院への派遣を進めるとともに、海外派遣を行い諸外国の教育制度等を調査研究すること。(教育庁)
- 8 中学校の武道・ダンス必修化に伴い、外部指導員導入モデル事業を行うなど準備を

進めること。(教育庁)

- 9 公立小中学校及び都立学校において、外部人材を活用した補習を充実させること。(教育庁)

- 10 校長、副校長、教員の業務負担軽減のため取り組むこと。(教育庁)

三 私立学校の振興を図る

- 1 私立高校の学費負担軽減のため都として少なくとも5万円の学費負担軽減補助を実施すること。(生活文化スポーツ局)
- 2 私立幼稚園、私立学校における教育内容の向上、学校経営の健全化等を図るため、経常費補助を維持し、各種助成を行うとともに、情報公開の推進を図ること。(生活文化スポーツ局)
- 3 私立幼稚園教育振興事業費補助を引き続き行うとともに、認定子ども園についても補助すること。(生活文化スポーツ局)
- 4 私立幼稚園における心身障害児教育の更なる充実を図るため、私立幼稚園障害児教育事業費補助を拡充すること。預かり保育など子育て支援に関する補助を拡充すること。(生活文化スポーツ局)
- 5 私立学校の安全対策促進として、耐震改修が必要な校舎への補助を引き続き行い、耐震化を着実に進めること。(生活文化スポーツ局)
- 6 私立学校省エネ設備等導入モデル事業を実施すること。また、地上デジタルテレビ整備補助、遊具等の整備費補助を実施すること。(生活文化スポーツ局)

四 特別な支援を必要とする子どもの教育を充実する

- 1 特別な支援を必要とする子どもの教育充実のため、個別の教育支援計画作成、臨床発達心理士の配置を実施すること。特別支援学校がセンター的機能を発揮し、地域の学校との連携・専門的助言ができるよう取り組むこと。(教育庁)
- 2 聴覚障害特別支援学校において、教育 IT を活用した教育、教育相談の充実、早期乳幼児指導における専門家活用に取り組むこと。手話による「生徒にわかる授業」を行える体制整備に向けて調査・検討すること。(教育庁)
- 3 自立活動指導の充実、教育環境の改善、特別支援教育コーディネーターの育成・配置など適切な対策を講じること。(教育庁)
- 4 自閉症教育推進事業を実施し、特別支援学校小学校教育課程の指導書、特別支援学級の指導書を作成すること。(教育庁)
- 5 区市町村における特別支援学級の大規模化を解消するため、人員の配置や設置校の増加などについて支援を行うこと。(教育庁)
- 6 海外帰国生徒教育を推進すること。外国人児童・生徒の不就学対応として、保護者向け就学パンフレット、英語・中国語・韓国・朝鮮語などによる児童・生徒相談事業を実施すること。(教育庁)
- 7 日本語学級の設置、日本語指導法の開発、外部人材による授業補助を行うこと。(教育庁)

五 子どもの学力向上、心と体の成長、社会的自立を支援する取り組みを推進する

- 1 学習のつまづきを防ぎ、義務教育終了時にはすべての子どもが基本的な学力を身につけられる指導を行うため、基礎的・基本的な事項に関する調査、確かな学力向上実践研究推進校、理科支援員等配置事業、少人数指導等を実施すること。(教育庁)
- 2 都立学校 I C T計画により、校内 L A N・教育用 I T機器の整備を行うこと。教員研修の推進、教材コンテンツ等の整備を行うこと。(教育庁)
- 3 少人数指導・習熟度別指導の実施、公立小中学校及び都立高校における補習の充実に取り組むこと。また都立高等学校学力向上開拓推進事業により、学力開拓推進校を指定すること。(教育庁)
- 4 子どもの問題行動対策事業として 2 4 時間相談電話、退職教員や警察 O B、民生・児童委員等による登校支援員活用事業を実施すること。
- 5 心の東京革命教育推進プラン事業を実施すること。スクールカウンセラーの配置を進めること。(青少年治安対策本部、教育庁)
- 6 特別支援学校において、民間を活用した企業開拓、東京都就労支援員の配置を実施すること。(教育庁)
- 7 子どもの自尊感情を高めるための教育、奉仕体験活動、都立高校教育支援コーディネーターの活用、環境教育推進、日本の伝統・文化理解教育推進に取り組むこと。ユース・プラザ整備等事業を実施すること。(教育庁)

六 学校の施設設備の整備を進める

- 1 学校の抱える様々な問題への対応を支援するため、弁護士・精神科医・警察 O B などの専門家と連携して取り組むこと。(教育庁)
- 2 公立小中学校等の耐震化支援を実施し、早急に耐震化を推進すること。新しいづくり学校重点支援事業を推進すること。(教育庁)
- 3 公立小・中学校における業務処理調査研究事業を実施すること。(教育庁)
- 4 環境教育 (CO2 削減) 推進事業、都立学校の環境対策の推進、また、緑化、芝生化、太陽光発電など環境改善に取り組むこと。(教育庁)
- 5 定時制高校生徒が始業前に自主学習ができるよう、場所の確保につとめること。また、生徒の生活面を含めた支援ができるよう取り組むこと。(教育庁)
- 6 特別支援学校の冷房化など、学習環境確保に取り組むこと。(教育庁)
- 7 都立学校の校舎改築、大規模改修、増改修、老朽校舎の改築等、施設設備の適切な維持管理に取り組むこと。(教育庁)

七 文化財保護、生涯学習の振興を図る

- 1 生涯学習の振興として、都立学校公開講座、学校施設開放に取り組むこと。(教育庁)
- 2 埋蔵文化財の保護、文化財保護管理、文化財保存助成に取り組み、一層の充実に努めること。都内に残る戦争遺跡の保存に取り組むこと。また、外国人への文化財情報提供のため、外国語による文化財情報ウェブサイトを構築するなどの取り組みを行うこと。(教育庁)

- 3 都立図書館からの情報発信として、都市・東京情報ナビゲーションポータルサイトを構築すること。(教育庁)
- 4 都立図書館の蔵書スペースを拡充するとともに、図書館資料の収集を強化し、都民サービスの向上を図ること。(教育庁)

IV 持続可能な都市東京へ

－重点事項－

一 持続可能な都市東京を創る

○再生可能エネルギーの利用拡大に向けて、太陽エネルギーの利用拡大に向けた施策を拡大・充実するとともに、市民や地域と連携しながら都が直接再生可能エネルギーを積極的に導入すること。（環境局）

○都市づくりにおけるCO₂削減策をさらに推進すること。また、自動車のCO₂削減策については、エコドライブの推進や都営バスへのバイオディーゼル燃料の導入を促進するとともに、電気自動車（EV）、プラグインハイブリッド車（pHV）といった次世代自動車などの普及促進を図ること。（環境局）

一 持続可能な都市東京を創る

- 1 企業の温暖化対策を推進するため、大規模事業所に対する温暖化ガス削減義務と排出量取引制度を導入するとともに、都の制度の全国的な普及拡大に努めること。（環境局）
- 2 温暖化対策に積極的に取り組む中小規模事業者に対するインセンティブを充実するために、省エネ促進税制の拡充をはじめ、報告書制度を活用した助成制度や低利融資制度、顕彰制度の創設などに取り組むこと。（環境局）
- 3 家庭での温暖化対策の推進に向けて、地域の家電店などと連携して省エネアドバイザーを養成・登録し、その活動を推進するとともに、地域の工務店などを評価する省エネ住宅供給事業者認定制度を創設すること。（環境局）
- 4 環境家計簿など家庭部門におけるCO₂削減や中小企業などのCO₂削減を着実に進めるために、基礎的自治体である区市町村を通じて地球温暖化対策を促すこと。（環境局）
- 5 再生可能エネルギーの利用拡大に向けて、太陽エネルギーの利用拡大に向けた施策を拡大・充実するとともに、市民や地域と連携しながら都が直接再生可能エネルギーを積極的に導入すること。（環境局）
- 6 都市づくりにおけるCO₂削減策をさらに推進するとともに、平成20年6月の条例改正で見送られた自動車に対するCO₂削減策についても、早急に条例化を図るなど、積極的に取り組むこと。特に、自動車のCO₂削減策については、エコドライブの推進や都営バスへのバイオディーゼル燃料の導入を促進するとともに、電気自動車（EV）、プラグインハイブリッド車（pHV）といった次世代自動車などの普及促進を図ること。（環境局）
- 7 持続可能な環境交通の実現を目指して、臨海エリアなどで、地域特性に応じた環境

交通施策の展開を図るとともに、ITS（高度道路交通システム）を活用して、局地的な汚染地域の解消に向けた施策を展開すること。また、物流分野での人材育成に取り組むとともに、自転車への利用転換を図るなど、自動車に依存しないまちづくりを進めること。（環境局）

- 8 都庁における温暖化対策の率先行動として、都府施設における電気のグリーン購入や先進的な省エネ技術を活用した自然公園整備などを進めること。また、中央防波堤外側埋め立て処分場で廃棄物から発生するランドフィルガス（LFG）の活用を進めること。（環境局）
- 9 セラミック系材料等を活用した省エネの都市環境システムの構築を進めるとともに、「超先進省エネ・再エネ技術」の実用化・普及促進を図ること。併せて、日本の環境技術を世界に発信すべく取り組むこと。（環境局）
- 10 気候変動における適応状況調査を実施すること。また、フードマイレージやカーボンフットプリントなどの制度普及をはじめ、環境問題に配慮する消費行動促進支援事業を展開すること。（環境局）
- 11 環境金融を進めるために、金融機関への預託金を創設すること。また、金融機関に対してエコ預金の創設・拡充を働きかけるとともに、環境投融资の拡大などを働きかけること。（環境局）

二 健康で安全な環境の守る

- 1 産業廃棄物の適正処理に向けた「報告・公表制度」について、制度のさらなる改善に向けて取り組むこと。また、携帯電話に加え、デジカメやゲーム機など電気・電子機器類における希少金属のリサイクルを推進すること。さらに、レア・アースのリサイクルに関する研究を進めること。（環境局）
- 2 大気汚染物質のさらなる排出削減に向けて、大気中微小粒子（PM_{2.5}）に関する調査を実施するとともに、揮発性有機化合物（VOC）の削減に取り組むこと。また、船舶からの排出ガス削減に向けて、陸上電力の供給の効果を検証すること。（環境局）
- 3 騒音・振動等の対策として、航空機騒音監視体制を拡充すること。（環境局）
- 4 土壌汚染対策として、中小事業者が汚染の状況に応じて適切な対策を実施できるようガイドラインを策定するとともに、土壌の簡易迅速分析法の確立に向けて取り組むこと。（環境局）
- 5 飲用井戸の設置状況等の調査や微量PCB混入廃棄物対策など、化学物質等の適正管理と環境リスクの低減を進めること。（環境局）
- 6 低炭素・循環型社会の形成に向け、必要な基礎調査を実施すること。（環境局）
- 7 都民の安心・安全な生活を守るため、米軍基地による生活環境問題の解決に努め、基地や空域の返還等に地元自治体とともに積極的に取り組むこと。また、それまでの対策として、横田基地における民間航空との共用化の促進などを働きかけること。（知事本局）

三 安心な水を確保する

- 1 上質な「水」の安定的な給水確保をめざし、水源や既存施設の保守・管理に万全を期すること。また、水源自立都市に向け、多摩地域における地下水の利用促進のほか、課題を抱える水源について、課題の解消に向けて関係機関に働きかけるなど、施策を促進すること。(水道局)
- 2 将来人口推計や関連する社会指標・経済指標など、最新データを用いて水需要予測を見直し、水源地の人々や環境に著しい影響を与え、都民に多大な負担をかけるダムなど巨大施設の建設を見直すなど、これまでの水源確保のための施策を再検討すること。(水道局)
- 3 アセットマネジメントの手法に基づき、適切な維持管理による施設の延命化を図るとともに、計画的な更新を実施し、更新時期の平準化と費用の最小化を図ること。(水道局)
- 4 水安全計画を着実に運用し、また貯水槽水道の適正管理と直結給水方式の普及・促進にあわせて取り組み、安全でおいしい水の供給の確保に努めること。(水道局)
- 5 より一層の安定給水を確保するため、送配水能力の増強、相互融通機能などを図るとともに、漏水防止対策を推進すること。(水道局)
- 6 東京都水道局環境計画に基づき、水源林の保護、育成、資源リサイクルやエネルギー対策など、地球環境を重視した施策を一層推進すること。(水道局)
- 7 多摩地区水道事業の経営改善については、基本計画に基づき、統合市町と十分協議のうえ、住民へのPRも図りながら、円滑な推進に努めること。また、水道ネットワークにトラブルが発生した場合、特に大規模災害の際の緊急対応に出動できる水道工事業者の確保に努めること。(水道局)
- 8 工業用水道事業は、事業の廃止などを含めた抜本的な経営改革について検討を進めること。なお、工業用水道事業のあり方についての庁内横断的な検討を進めるにあたっては、中小零細企業の経営状況や経営環境など、きめ細かな調査を実施し、実態の十分な把握に努めること。(水道局)

四 水環境を改善する

- 1 老朽施設の更新及び能力不足解消を図るとともに、臭気対策、震災対策をあわせて進めるため、道路陥没多発地区での枝線管きよの再構築、取付管対策の実施、枝線管きよの耐震化などを、計画的に着実に推進すること。(下水道局)
- 2 集中豪雨による都市型水害への対応強化に向け、「東京都豪雨対策基本方針」に基づき、計画的に着実に実施すること。(下水道局)
- 3 合流式下水道の改善をめざし、区部における部分分流の導入促進、沈砂池のドライ化、吐口対策など、計画的に着実に推進すること。(下水道局)
- 4 下水の高度処理を促進するとともに「油・断・快適！下水道」キャンペーンを強化し、都市河川や東京湾の水質改善・水質浄化に資すること。
- 5 下水道事業から排出される温室効果ガス削減に向け、汚泥の高温焼却による温室効果ガスの排出量抑制、汚泥の炭化による発電燃料としての活用、夜間電力の活用などに取り組むこと。(下水道局)
- 6 アセットマネジメントの手法に基づき、適切な維持管理による施設の延命化を図る

とともに、計画的な更新を実施し、更新時期の平準化と費用の最小化を図ること。併せて、下水道管の老朽化に伴う予防保全対策として、テレビカメラなどによる調査データを踏まえながら、更生工法の採用やバイパス管の敷設など、既設管の活用を積極的に進めること。(下水道局)

- 7 多摩地域における浸水対策を強化するとともに、下水道100%普及に向け、流域下水道事業を推進すること。また、単独公共下水道事業に対する補助を拡充すること。(下水道局)
- 8 渋谷川や古川(ふるかわ)などの清流復活用水やトイレ用水、道路散水用水などの下水再生水を積極的に活用すること。また、汚泥や下水道施設の上部空間など、下水道の持つ資源の積極的活用を努めること。(下水道局)
- 9 下水道管渠を利用した光ファイバーケーブルの敷設を着実に進めるとともに、光ファイバーネットワークを活用した遠方監視制御を進めるなど、下水道事業の効率的な運営を図ること。(下水道局)
- 10 「多摩川・荒川等流域下水道整備総合計画」における計画汚水量の見直しを踏まえ、計画的かつ効率的に施設を整備すること。(下水道局)

五 都市の緑と自然環境を保全・再生する

- 1 緑の保全と再生に向けて、緑化計画書制度や開発許可制度の緑化・充実を図ること。また、みどり率など、緑の指標調査を実施するとともに、駐車場や都市の隙間に着目した緑化の推進を図ること。(環境局)
- 2 東京湾や中小河川の水再生に向けて、東京湾の水質改善を進めるとともに、水生生物の保全のための必要な調査を実施すること。また、水収支調査の結果を踏まえ、水循環の推進に向けた新たな施策を構築すること。(環境局)
- 3 森林や丘陵地の保全に向けて、多摩の森林再生事業を着実に実施するとともに、保全緑地の公有化を推進すること。また、生物多様性地域戦略の推進を図るとともに、小笠原諸島の外来種対策など、世界自然遺産登録推進事業を進めること。(環境局)

V 安全・安心の東京を創る

－重点事項－

二 犯罪を抑止し、都民の安全を守る

○地域防犯活動の相談・支援、学校の安全確保、子どもの安全指導などを担う防犯活動アドバイザー・スクールサポーターを増員し、防犯ボランティア・「まちかど防犯隊」活動を支援すること。(警視庁)

三 災害に負けないまちづくりを進める

○旧耐震基準で建てられた家屋の建替えや耐震改修を促進、支援するため、固定資産税と都市計画税を減免すること。その際には、都民に向けたPRを行い、導入後は耐震化率の達成状況などを勘案しながら、適切に見直しを行っていくこと。(主税局)

○危険度が高い地域で集中的に事業を実施し、早期に安全性を確保するため、道路事業と併せて実施する建物の共同化、都有地の活用などにより、オープンスペースの確保と道路沿道の不燃化を図ることによって、木造住宅密集地域の整備を促進すること。また、容積配分の活用について検討すること。(都市整備局)

○耐震改修促進計画の目標達成に向け、昭和56年以前の建築物に対する耐震診断・耐震改修促進のための制度の積極的活用を促すとともに対象の拡大や耐震化のための資金の融資などについて検討し、総合的に建築物の耐震性の向上を促進すること。特に、制度の活用を促すため、徹底した普及啓発を図ること。(都市整備局)

○個人住宅における雨水浸透枡等の設置を促進するなど、ゲリラ豪雨対策を進めること。また、区市町村が管理する道路に設置する雨水浸透枡に対して助成を行うとともに、民間施設も含めた総合的な流域対策を進めること。(都市整備局)

一 子どもの安全・安心を確保する

- 1 子どもの安全対策として、子ども自身の犯罪被害防止能力の向上のため、「地域安全マップ」づくりを引き続き推進していくこと。子ども安全ボランティア活動の支援を行い、地域と学校の防犯ネットワークを強化すること。(青少年治安対策本部、教育庁、生活文化スポーツ局、警視庁)
- 2 地域ぐるみの学校安全体制推進事業、学校における安全教育の推進に取り組むこと。また、消費者教育の推進にも取り組むこと。(教育庁)
- 3 放課後子ども教室については、運営スタッフの確保や育成等の課題改善に向けしっかりと取り組むこと。(教育庁)
- 4 区市町村や地域、関係業界等との横の連携を深め、治安対策の充実強化を図るとともに、落書き対策を引き続き推進していくこと。(青少年治安対策本部・警視庁)
- 5 高齢者や女性を狙い、悪質・巧妙化する振り込め詐欺や悪質商法対策を一層強化し

ていくこと。(青少年治安対策本部、警視庁)

- 6 繁華街や商店街、地域の防犯対策については、防犯設備の設置や更新に必要な経費を補助するとともに、適正使用を遵守するよう指導すること。迷惑行為に関しては、それを制限したり規制を課すものではなく、推進協議会で議論する時には、幅広く地域の声を拾っていくよう促していくこと。防犯協会など市民参加協力団体への支援を行うこと。(青少年治安対策本部、警視庁)
- 7 社会性や勤労観など様々なことを学ぶことが出来る中学生の職場体験の実施にあたり、今後もよりきめ細やかに受け入れ先を確保していくこと。(青少年治安対策本部)
- 8 インターネットや携帯電話による有害情報の氾濫や犯罪、トラブルから子どもを守るため、適正な利用に関する啓発・指導を行うとともに、フィルタリングソフトの利用など環境の改善やメディアリテラシーの向上を図るなど、行政・学校・事業者が連携した取組を推進すること。(青少年治安対策本部、教育庁、産業労働局)
- 9 ひきこもりの人たちに対して、これまでの相談の成果を活用するとともに、支援事業を行っているNPO等との連携を進め、社会参加を応援していくこと。(青少年治安対策本部、生活文化スポーツ局、産業労働局)
- 10 様々な悩みを抱える青少年に対して、国や区市町村、保護司、NPO、地域等との連携により、就学や就労、福祉などの立ち直りに必要な支援を行っていくこと。(青少年治安対策本部、産業労働局、福祉保健局、生活文化スポーツ局、教育庁)
- 11 緊急地震速報システムの活用、校舎の震災対策、災害時帰宅困難者支援に取り組むこと。(教育庁)

二 犯罪を抑止し、都民の安全を守る

- 1 関係機関との連携を深め、振り込め詐欺対策、ひったくり対策をより一層強化すること。(警視庁)
- 2 突発的重要事件対策を強化するため、地域警察官通信指令システム等を整備するとともに、耐刃ジャンパー、耐刃手袋の整備を進めること。(警視庁)
- 3 暴力団対策及び国際化する犯罪等に対処するため、防弾資器材(防弾帽、防弾衣等)の更新、高出力携帯無線機の整備を進めること。(警視庁)
- 4 検視及び鑑識体制を強化するため、DNA型個人識別自動化装置、現場活動用指紋理化車、検視用投光器の整備を進めること。(警視庁)
- 5 盛り場対策を強化するとともに、地域安全情報の提供を進め、まちの防犯意識の向上に努めること。(警視庁)
- 6 地域防犯活動の相談・支援、学校の安全確保、子どもの安全指導などを担う防犯活動アドバイザー・スクールサポーターを増員し、防犯ボランティア・「まちかど防犯隊」活動を支援すること。(警視庁)
- 7 警察活動の人的基盤を強化するとともに、新型インフルエンザ対策用品の整備をはじめとした警察装備の充実・強化を図ること。(警視庁)
- 8 警察活動の拠点である警察署所、交番等並びに待機宿舎の整備を進めること。(警視庁)

三 災害に負けないまちづくりを進める

- 1 大地震、ゲリラ豪雨などの自然災害や複合災害、大規模事故、NBC災害、新型インフルエンザ対策などの危機に対応するため、全庁的な取り組み体制を構築すること。
(総務局、知事本局、福祉保健局、東京消防庁)
 - (1) 首都直下地震が発生した場合、その被災地域も広範に及ぶため、駅前滞留者対策など初動態勢における隣接県との広域的な連携を強化していくこと。また、アジアの諸都市と連携して防災対策を推進すること。(総務局、知事本局、東京消防庁)
 - (2) 火山活動状況など防災に対する調査研究に取り組むとともに、地域防災計画の適正な運用を図ること。(総務局、東京消防庁)
 - (3) 総合防災訓練や図上訓練等を通じて、初動体制の迅速化など危機管理体制を強化すること。(総務局)
 - (4) 災害から都民の生命、財産を守り、被害を最小限に防ぐため、応急給水槽の維持管理・大規模改修、避難所機能の強化・耐震化、障害者や在住外国人などの災害弱者対策、エレベーター閉じこめや高層マンション対策等の防災体制の整備等を実施すること。(総務局、教育庁、生活文化スポーツ局、都市整備局、東京消防庁)
 - (5) 震災発生時の避難・救助活動や被災後の復旧・復興活動が、住民主体により円滑に進むよう、区市町村と連携して復興準備活動を支援すること。また、都民や地域の防災力の向上のため、広報や普及啓発活動、訓練を実施すること。(総務局、東京消防庁)
 - (6) 山間部の地震による山あいの集落の孤立、情報連絡体制や避難所運営のあり方などの課題について、山間部を中心に、地元自治体や関係機関と連携し対策を拡充すること。(総務局)
 - (7) 都心部の都市型水害やゼロメートル地帯における台風による高潮など風水害に対する対策を推進すること。(総務局、港湾局、下水道局)
 - (8) 近年ひん発している局所的・突発的なゲリラ豪雨に対して初動体制の強化など対応を図っていくこと。(総務局、下水道局)
- 2 旧耐震基準で建てられた家屋の建替えや耐震改修を促進、支援するため、固定資産税と都市計画税を減免すること。その際には、都民に向けたPRを行い、導入後は耐震化率の達成状況などを勘案しながら、適切に見直しを行っていくこと。(主税局)
- 3 危険度が高い地域で集中的に事業を実施し、早期に安全性を確保するため、道路事業と併せて実施する建物の共同化、所有地の活用などにより、オープンスペースの確保と道路沿道の不燃化を図ることによって、木造住宅密集地域の整備を促進すること。また、容積配分の活用について検討すること。(都市整備局)
- 4 耐震改修促進計画の目標達成に向け、昭和56年以前の建築物に対する耐震診断・耐震改修促進のための制度の積極的活用を促すとともに対象の拡大や耐震化のための資金の融資などについて検討し、総合的に建築物の耐震性の向上を促進すること。特に、制度の活用を促すため、徹底した普及啓発を図ること。(都市整備局)
- 5 水道局震災対策事業計画に基づき送配水管の耐震性強化や水源及び浄水施設の耐震性強化を図るとともに、水道局震災応急対策計画に基づいた震災時の応急復旧体制や応急給水体制の構築などにより、震災対策を推進すること。(水道局)

- 6 個人住宅における雨水浸透枮等の設置を促進するなど、ゲリラ豪雨対策を進めること。また、区市町村が管理する道路に設置する雨水浸透枮に対して助成を行うとともに、民間施設も含めた総合的な流域対策を進めること。(都市整備局)
- 7 都営住宅の耐震改修を計画的に実施することにより、雇用拡大の意味も含めて都営住宅の耐震化を進めること。(都市整備局)
- 8 首都直下の大震災や NBC テロ災害などへの対策を強化するため、大規模災害対応能力の充実、消防水利の整備、消防団装備資機材等の充実など消防活動能力の強化を図ること。(消防庁)
- 9 災害時支援ボランティアを始めとした地域住民や事業所・区市町村等との連携強化により地域防災力の向上を図ること。(消防庁)
- 10 危機に強い都市実現のため、テロ対策に向けた官民パートナーシップの構築を図るとともに、危険物等処理用ロボット、防護服などを整備すること。(警視庁)
- 11 災害等発生時の対応を強化するため、災害用重機搬送車、信号機用自動起動式発動発電機の整備を進めるとともに、機動救助車・無線機の更新を図ること。(警視庁)
- 12 都市構造の複雑多様化、建物の大規模化・複合化等による災害の規模や態様の多様化、また、新型インフルエンザ等の新興感染症に対応するため、訓練施設の整備など消防活動対策の充実を図るとともに、感染症対策の充実強化を図ること。(消防庁)
- 13 応急手当の普及促進を行い、救命効果の向上を図るとともに、救急相談センターの充実・活用促進により、真に救急車を必要とする都民への適切かつ効果的な対応を図ること。
- 14 住宅用火災警報器の維持管理指導など住宅防火対策を推進するとともに、都民に対する防災教育や都民防災教育センターを活用しての訓練等により、都民の防災行動力の向上を図ること。(消防庁)
- 15 建物の防火・防災管理体制の強化や火災予防査察執行体制の充実強化により、建物の安全性を高め、都民が安心して生活できる環境づくりを推進すること。(消防庁)
- 16 地域の災害活動拠点としての機能を十分発揮できるよう老朽化した消防庁舎や設備を、計画的に改築・改修すること。(消防庁)
- 17 複雑多様化する災害に対応するため、最新技術を取り入れた消防艇・消防車両や装備・通信機器等の整備を行うこと。(消防庁)
- 18 消防行政需要に応じた効果的かつ柔軟な組織体制の整備を行うとともに、限られた人員の有効活用を図るため、職員の効果的な配置・運用を行い、都民サービスの向上を図ること。(消防庁)
- 19 都庁舎は災害拠点の機能を果たすことから、長周期地震動が都庁舎に与える影響も含めた耐震対策を行っていくこと。(財務局、総務局)

VI 生活快適都市東京に向けて

－重点事項－

二 都市計画に関する調査を進める

○CO₂削減や緑化推進に向け、緑確保の仕組みづくりを積極的に進め、環境に配慮した都市づくりを行うこと。(都市整備局)

○「東京都豪雨対策基本方針」に基づき、総合的な治水対策を着実に進めること。(都市整備局)

三 都市基盤を整備する

○都内中小河川の護岸整備や調節池の整備など、中小河川整備の早期完成に向けて取り組むこと。また、中小河川沿いに親水公園の整備を進めること。(建設局)

一 風格ある都市を創る

- 1 民間活力と都用地の有効活用による都市再生を促進するため、「都市再生ステップアッププロジェクト」を着実に推進すること。また、その他の都用地についても、活用方策を検討すること。(都市整備局)
- 2 土地区画整理事業や市街地再開発事業に対して助成するとともに、市町村が施行する土地区画整理事業や都市計画事業等に対して、補助金の交付や指導監督を行うなど、都市開発を推進すること。(都市整備局)
- 3 風格ある都市景観形成のため、歴史的建造物を中心とした景観形成を観光まちづくりと連動して進めること。あわせて、景観計画に基づき水辺空間等の景観誘導を行うとともに、不適切な屋外広告物に対する指導を強化すること。(都市整備局)
- 4 多摩ニュータウン事業として、広告活動や販売委託など宅地販売を積極的に展開するとともに、単なる宅地販売を進めるだけでなく、小中学校や幼稚園などの教育施設、保育園などの福祉施設など、公的施設の適切な配置に努めること。(都市整備局)
- 5 事件処理の迅速化を図るとともに、収用制度に対する都民、事業者、区市町村の理解を深め、審理の充実を図ること。(収用委員会事務局)

二 都市計画に関する調査を進める

- 1 品川駅周辺のまちづくりのあり方などについて示した「品川周辺地域都市・居住環境整備基本計画」並びに「品川駅・田町駅周辺まちづくりガイドライン」を踏まえ、引き続き都市基盤整備の具体化に向けた調査・検討を行うこと。(都市整備局)
- 2 上目黒1丁目地区における旧国鉄官舎跡地等について、地域特性に十分配慮した有効活用方策を検討すること。(都市整備局)
- 3 CO₂削減や緑化推進に向け、緑確保の仕組みづくりを積極的に進め、環境に配慮

した都市づくりを行うこと。(都市整備局)

- 4 長期未着手となっている環状道路整備の推進を図るため、P I (パブリックインブルグメント) による合意形成手法の活用等、地域と連携して調査・検討すること。(都市整備局)
- 5 「東京都豪雨対策基本方針」に基づき、総合的な治水対策を着実に進めること。(都市整備局)
- 6 外環のジャンクション周辺のまちづくり推進や高砂地区の事業スキーム検討など、市街地整備事業に関する調査・検討を行うこと。(都市整備局)

三 都市基盤を整備する

- 1 幹線道路ネットワークの整備を推進するために、三環状道路をはじめ、都市の骨格を形成する幹線道路や地域幹線道路の整備を進めること。また、将来の交通需要を踏まえつつ、必要性などに関する客観的なデータを公表するなどして、より優先度の高い道路の整備が進むよう取り組むこと。(建設局)
- 2 京浜急行本線・空港線など、鉄道の連続立体交差事業を推進すること。(建設局)
- 3 是政橋などの橋梁整備を進めるとともに、第一次緊急輸送路における橋梁の耐震補強など安全性向上に取り組むこと。また、勝鬨(かちどき)橋の再跳開(ちょうかい)に向けて、調査・検討をすること。(建設局)
- 4 街路樹の充実・育成など、道路の緑化を推進すること。また、環境対策型舗装や街路灯の省エネ照明への転換など、環境に優しい道路整備に取り組むこと。
- 5 道路の安全対策として、アンダーパス化されている道路施設に対して、冠水警報設備や予備ポンプを設置すること。また、引き続き石積み擁壁の緊急安全対策を進めること。(建設局)
- 6 都道・区市町村道の無電柱化を推進するとともに、交差点すいすいプランをはじめとする交差点改良を進めること。また、安全で快適な歩行者空間及び自転車走行空間を積極的に整備するとともに、区市町村の取り組みを支援すること。(建設局)
- 7 交通量の増大などに伴う路面の破損、亀裂に対応するため、路面補修の充実を図るとともに、発注に当たっては、債務負担行為を活用し、工事を平準化するなど、中小企業にも十分配慮すること。(建設局、財務局)
- 8 都内中小河川の護岸整備や調節池の整備など、中小河川整備の早期完成に向けて取り組むこと。また、中小河川沿いに親水公園の整備を進めること。(建設局)
- 9 高潮防御施設の整備として、江東内部河川の整備や東部低地帯における河川施設の耐震強化を図ること。(建設局)
- 10 都市公園については、和田堀公園など個性豊かな公園の整備を進めるとともに、防災公園のネットワークを形成するために、ヘリコプター活動拠点など必要な整備を行うこと。また、スポーツ施設の夜間利用拡大を図ること。(建設局)
- 11 動物園の整備について、世界に発信する首都東京の動物園整備に向け、動物園運営計画を策定すること。また、動物園の管理運営に当たっては、さらなる魅力の向上に向けて施設整備を進めるとともに、来園者サービスの充実に努めること。
- 12 都立霊園については、青山霊園や谷中霊園の再生に取り組むこと。(建設局)

- 1 3 市町村のまちづくりに対する支援として、みちづくり・まちづくりパートナー事業を実施するとともに、市町村による公園整備や市町村道への雨水浸透ますの設置などが進むよう、土木事業に対する補助を行うこと。(建設局)

四 都市交通・物流対策を強化する

- 1 主要な私鉄駅舎について耐震性の強化を図るため、耐震補強工事に対する補助金等、必要な助成措置を行うこと。(都市整備局)
- 2 2010年の羽田空港の再拡張・国際化に向けて、国の空港整備特別会計に対する無利子貸付を行うこと。また、引き続き、羽田空港の再拡張・国際化、横田基地の民間航空利用に向けた東京における航空機能に関する調査を行うこと。(都市整備局)
- 3 総物流ビジョンに基づき、物流ネットワークの構築、国際物流機能の強化、物流拠点整備、地域の活性化、環境・都市生活の向上など、ハード・ソフト両面からの総合的な物流機能の向上に取り組むこと。(都市整備局)
- 4 東京外郭環状道路については、東京の渋滞解消、CO2削減効果など、環境面、都民生活にとって必要なものであり、必要となる周辺基盤整備や周辺まちづくりに関する調査検討を進めるなど、着実な整備に向けて取り組むこと。(都市整備局)
- 5 公共交通網の整備促進を図るため、都市高速鉄道などに対して必要な助成等を行うこと。また、京急蒲田駅の総合改善事業を行うこと。(都市整備局)
- 6 「踏切対策基本方針」に基づき、交通渋滞等の踏切問題の早期解消に努めること。(都市整備局)
- 7 中央環状品川線などの整備を進めるとともに、首都高速道路株式会社への出資金等については、その必要性を十分精査し、東京都として主体的な判断のもとに行うこと。(都市整備局)
- 8 西多摩地域住民の生活バス路線を確保するため、市町村が実施しているコミュニティバスの補助制度の創設及び交通不便地域における乗り合いバス事業者への助成に対する財政的支援を講じること。また、ICカードシステムの導入に伴い、必要となる装置設置への支援を行うこと。さらに、運輸事業振興助成交付金を交付すること。(都市整備局)
- 9 交通バリアフリー法に基づき、主要な駅やその周辺におけるバリアフリー化を進めるため、バリアフリー基本構想等の策定を進めること。(都市整備局)
- 10 区部周辺部における最適な交通システムのあり方について、新たな公共交通システムの技術調査など、必要な調査・検討を行うこと。(都市整備局)
- 11 新宿駅前広場再整備などについて、調査・検討を行うこと。(都市整備局)
- 12 首都圏における道路網の拡充のため、都県境を越えた都市計画道路における幅員の不整合、路線の断絶などの解消方策について調査・検討すること。(都市整備局)
- 13 環状3号線など都市計画見直し候補区間の都市計画道路網等について、その必要性等を改めて調査・検討すること。

五 都民の足を守る

- 1 公営企業においては、多様化する都民のニーズに的確に応え、質の高いサービスを

提供するとともに、これまで以上の企業努力により、強固な財政基盤と不況下での都民負担に配慮し、計画的・効率的な事業運営に努めること。(交通局、水道局、下水道局)

- 2 都営地下鉄における安全・安心を確保するために、大江戸線への可動式ホーム柵を整備するとともに、浅草線でのA T Sの改良を進めること。併せて、A E Dを増設し地下鉄全改札口に拡大すること。(交通局)
- 3 都営地下鉄におけるサービス向上に向けて、都営大江戸線勝どき駅のホーム増設工事に取り組むとともに、地下鉄駅の全駅冷房化に取り組むこと。(交通局)
- 4 都営地下鉄へのサービス介助士の拡大を図るとともに、エレベーターによる1ルート確保に向けて、エレベーターの整備をするなど、施設のバリアフリーに取り組むこと。(交通局)
- 5 地下鉄事業については、新チャレンジ二〇〇七を着実に推進するとともに、安全対策やサービス向上のため、職場内研修など、人材育成に積極的に取り組むこと。(交通局)
- 6 バス事業は、コミュニティバスとの連携など、地域密着型のサービスを充実させること。(交通局)
- 7 低公害ノンステップバスの導入を積極的に進めること。併せて、都営バスを活用して、バイオディーゼルやG T L燃料の実証運行を行うなど、地球環境に優しいバス事業に取り組むこと。(交通局)
- 8 バス運行情報サービスを改善するために、新たな情報提供サービスを導入するとともに、バス接近表示装置の増設・更新を進めること。(交通局)
- 9 都電荒川線については、新型車両の導入をテコにP R活動に取り組むなど、利用者の拡大に努めること。(交通局)
- 10 日暮里・舎人ライナーの経営収支改善に向けて、土曜・休日及び昼間の乗客数を増やすために、地域と連携したイベントを展開するとともに、沿線のまちづくりなども見据えながら、幅の広い対策を講じること。(交通局)

六 東京港及び島しょの港湾・空港の整備を進める

- 1 東京湾の国際競争力を強化するために、川崎港・横浜港との京浜三港による広域連携事業をさらに推進するとともに、インセンティブの活用など、トランシップ港としての機能強化に努めること。また、今後も大型化が予想されるコンテナ船などに対応できるよう、中央防波堤外側に新たに外貿ふ頭を整備すること。(港湾局)
- 2 内貨貨物のユニット化、船舶の大型化に対応するため、品川ユニットロードターミナルを整備するとともに、中央防波堤内側に新たにユニットロードターミナルを整備すること。(港湾局)
- 3 船舶会社や荷主などの意見を聞きながら、東京港の利用者にとって使いやすい港づくりを進めること。また、客船の誘致活動を推進するなど、東京港の利用促進に努めること。(港湾局)
- 4 物流ボトルネックの解消に向けて、東京港臨海道路Ⅱ期や新木場・若洲線、若洲橋を整備するとともに、国道357号の荒川河口橋西詰交差点の改良事業などを進める

こと。(港湾局)

- 5 東京港や運河から見える水辺の景観形成に努めること。また、東京港の観光振興という視点から、大晦日から元旦において一斉に汽笛を鳴らすパフォーマンスを促すこと。(港湾局)
- 6 東京港における環境対策を進めるために、船舶用陸上電力供給施設を導入すること。また、運河の水質を改善するために、汚泥のしゅんせつを進めるとともに、汚泥の堆積抑制など新たな技術を検討すること。さらに、お台場海浜公園や葛西海浜公園における水質改善に取り組むこと。(港湾局)
- 7 最終処分場の護岸建設を行うとともに、延命化対策として、沈下促進などに取り組むこと。また、中央防波堤内側の「海の森公園」の整備を進めること。(港湾局)
- 8 災害に強い港を実現するために、水門・排水機場の耐震強化を図るとともに、防潮堤や内部護岸の整備を行うこと。(港湾局)
- 9 島しょ等の港湾整備を進めるために、港湾や漁港、空港、海岸保全施設を整備すること。また、航路・航空路事業等に対する補助を充実すること。(港湾局)
- 10 臨海ホールディングスの事業展開にあたっては、三セクの民事再生という過去の経験を踏まえ、子会社5社が相互に補完し、連携しながら経営の効率化を図ること。また、臨海三セクのビル事業については、臨海副都心のまちづくりの進展などを見据えて、事業の不断の見直しを行うこと。(港湾局)
- 11 有明北など臨海副都心の土地処分に当たっては、当該地域が企業会計であるとの認識のもと、暫定利用や一時貸し付けなどの工夫を凝らすとともに、コストを意識した販売促進を展開すること。(港湾局)

七 良質な住宅を供給する

- 1 良質な住宅の市場流通を促すため、平成18年5月に不動産仲介業者、金融機関、検査・保証機関等が連携して設立した「東京都中古住宅流通促進協議会」を積極的に活用し、品質情報の適正な表示の促進や、良質な物件に対する民間融資の円滑化などに取り組むこと。(都市整備局)
- 2 マンションの長寿命化による良質な居住の確保のため、平成17年に策定した「マンション管理ガイドライン」の普及を図ること。(都市整備局)
- 3 環境に配慮したカーボンマイナス住宅の供給を促進すること。(都市整備局)
- 4 都営住宅の建て替えなどにおいては、その所有地の余裕容積などを活用し、コミュニティ・バランスに配慮しつつ良質な民間住宅供給を進めること。(都市整備局)
- 5 民間賃貸住宅の賃貸借をめぐるトラブルの防止を普及促進するため、賃貸住宅紛争防止条例の周知徹底などにより制度の普及を図るとともに、礼金・更新料ゼロ運動の展開に努めること。(都市整備局)
- 6 多摩の木材を活用した住宅供給の仕組みづくりについて、金融機関と連携した低利融資などの制度の充実を図るとともに、木造住宅の耐震補強材としての活用も含め、積極的に取り組むこと。(都市整備局)(都市整備局)
- 7 民間住宅助成事業、都市居住再生促進事業など、都営住宅に対する需要に応える手法としての活用も図りつつ、バリアフリー化や長寿命化、子育て世帯への対応や環境

への配慮など、総合的な住環境の整備に取り組むこと。(都市整備局)

- 8 区市町村住宅供給助成事業として、公営住宅建設費補助、家賃対策補助等を行うこと。(都市整備局)
- 9 都営住宅の管理運営にあたっては、高額所得者対策を進めるとともに、期限付き入居の拡大や募集方法の改善を図ること。また、使用承継制度の運用にあたっては、住宅困窮の程度についての配慮をしながら実施すること。さらに、自治会が集めている共益費について、透明性・公平性の確保に向けて、対策を講じること。(都市整備局)
- 10 都民住宅については、入居の促進などに向けた制度改善に取り組むこと。(都市整備局)
- 11 住宅政策審議会で提言されているような、家賃補助制度の創設について具体的に検討すること。(都市整備局)

八 適正な建築行政を推進する

- 1 建設業の許可申請や建築士・建築士事務所の登録申請に係る窓口業務を民間へ委託するなど、事務事業の一層の効率化を図ること。(都市整備局)
- 2 建築紛争の未然防止、紛争解決に向けた適切な指導を行うとともに、必要に応じた建築関係条例の改正の検討など、適正な建築行政を推進すること。(都市整備局)
- 3 耐震データ偽造問題を受けた改正建築確認制度・検査制度にあわせ、建築確認事務の実施体制等の見直しを行うとともに、違法建築物対策の強化、国への制度改善に向けた建築確認事務の現場実務者としての要望・提言などを引き続き行うこと。(都市整備局)
- 4 景観形成特別地区における屋外広告物の実態について調査し、その対策を進めること。(都市整備局)

Ⅶ 都民との協働で豊かな生活を築く

－重点事項－

一 都民との協働を進める

○情報公開を促進するため、閲覧手数料を廃止すること。情報公開制度・個人情報保護制度の適切な運用に努めること。(生活文化スポーツ局)

三 都民スポーツの振興を図る

○子どもの体力向上のため総合的な基礎体力向上策を実施すること。また、子どもの体力向上やスポーツの裾野を広げるために、小学校部活動の普及を図ること。(教育庁)

一 都民との協働を進める

- 1 行政と都民とが情報を共有し、都民の都政への参画を進めるために、テレビ・ラジオ等による都政広報を行うこと。(生活文化スポーツ局)
- 2 広報広聴活動については、テレビ番組放送後の視聴者意見を反映した取り組みや、見やすくわかりやすいホームページの仕組みなど、的確な戦略、研究にのっとり行うこと。(生活文化スポーツ局)
- 3 市民活動を促進するために、社会貢献活動団体との協働を推進するとともに、東京ボランティア・市民活動センターの運営を充実させること。(生活文化スポーツ局)
- 4 情報公開を促進するため、閲覧手数料を廃止すること。情報公開制度・個人情報保護制度の適切な運用に努めること。(生活文化スポーツ局)
- 5 在住外国人支援事業助成、在住外国人向け情報提供事業、外国人への防災知識の普及啓発のため、防災情報の多言語化、防災語学ボランティア募集・登録・訓練を実施すること。外国人への日本語学習支援を充実すること。(生活文化スポーツ局)
- 6 男女平等参画の推進について(生活文化スポーツ局)
 - (1) ワークライフバランス推進事業を実施すること。
 - (2) DV被害者の状況やニーズに応じた一時保護が行えるよう、一時保護体制を拡充するとともに、警察署とも連携して取り組むこと。
 - (3) DV被害者が必要とする適切な支援を受けられるよう、被害者自立支援機能を拡充させること。
- 7 配偶者暴力支援センターを充実し、相談支援体制を強化すること。また、東京ウィメンズプラザの充実に努めるとともに、男女平等参画施策の一環として、情報収集活動に取り組むこと。(生活文化スポーツ局)
- 8 地域力向上方策として、地域の目標実現による地域力の向上、NPO との協働を推進するため、協働マッチング事業を実施すること。(生活文化スポーツ局)

二 消費生活対策を充実する

- 1 不適正取引事業者指導、表示適正化対策など、取引指導事業の強化を図ること。(生活文化スポーツ局)
- 2 安全対策事業として、ヒヤリ・ハット調査を実施すること。継続的に事故情報・インシデント情報を収集し、安全対策を実施すること。(生活文化スポーツ局)
- 3 悪質事業者から都民を守る対策の強化として、警視庁との連携による立ち入り調査など特別対策班を設置するとともに、事業者処分体制の強化を図ること。また、多重債務問題に対する総合的な取組を推進すること。(生活文化スポーツ局)
- 4 高齢者の消費者被害を防止するため、都の施策周知を含めしっかりと検討して取り組むこと。(生活文化スポーツ局)
- 5 各区市町村における消費生活対策が充実するよう、助成するとともに、専門的・技術的助言など都として支援すること。(生活文化スポーツ局)
- 6 消費生活センターにおいては、相談体制を充実強化すること。(生活文化スポーツ局)
- 7 生活協同組合に対する貸付け・融資制度を充実するなど、消費生活対策を推進すること。(生活文化スポーツ局)
- 8 公衆浴場対策として、クリーンエネルギー化推進事業、耐震化促進支援事業、経営安定化対策、確保浴場融資利差補助、健康増進型公衆浴場改修支援事業などを行うこと。(生活文化スポーツ局)

三 都民スポーツの振興を図る

- 1 都民の健康・体力維持やスポーツ振興、地域の活性化、選手の育成などに重要な意義を持つ、東京国体・全国障害者スポーツ大会の準備を推進すること。武蔵野の森総合スポーツ施設（仮称）など、必要な競技施設の整備などを着実にいき、施設整備にはユニバーサルデザインの視点を取り入れていくこと。各自治体での障害者スポーツ振興の取り組みと施設面での現状を把握し、適切な支援を行うこと。(総務局、生活文化スポーツ局、教育庁、福祉保健局)
- 2 東京国体（多摩国体）に向けて、競技力向上策、スポーツ国際交流、地域スポーツクラブの支援、スポーツのすそ野の拡大、体育施設の機能整備を実施すること。(生活文化スポーツ局)
- 3 東京マラソン、東京大マラソン祭りを開催するとともに、全ての参加者が楽しめるイベントとなるよう運営の改善を図ること。(生活文化スポーツ局)
- 4 駒沢オリンピック公園総合運動場、東京武道館、東京辰巳国際水泳場の維持管理、計画的改修とともに、スポーツ拠点としてその機能充実に努めること。また、武蔵野の森総合スポーツ施設（仮称）基本設計と補助競技場の整備に取り組むこと。(生活文化スポーツ局)
- 5 生涯スポーツの振興、競技スポーツの振興に取り組むこと。(生活文化スポーツ局)
- 6 スポーツ教育推進のため、スポーツ教育推進校の指定、トップアスリート学校派遣、体育非常勤講師配置などを行うこと。また、都立学校における部活動指導の充実など

に取り組むこと。(教育庁)

- 7 子どもの体力向上のため総合的な基礎体力向上策を実施すること。また、子どもの体力向上やスポーツの裾野を広げるために、小学校部活動の普及を図ること。(教育庁)

四 都市外交を進める

- 1 アジア大都市ネットワーク 21での国際共同事業においては、相互の信頼関係を醸成し、ともにアジアの繁栄と発展を目指すため、今後も共通の課題や新たな課題にも連携して取り組むこと。また、新たなメンバーの勧誘にも尽力すること。(知事本局)
- 2 アジア人材育成基金を活用し、首都大で受け入れた優秀な人材を育成し、東京の活性化に結び付けていくこと。(知事本局、総務局)
- 3 都市外交においては、姉妹友好都市との交流を進展させるとともに、自治体国際化協会の運営を見直し、東京の国際化に役立ていくこと。(知事本局)

五 人権擁護施策を推進する

- 1 複雑化・多様化する現在の人権問題に対応していくため、人権施策推進指針の全面的な見直しを行い、都民・NPO・企業等と連携し、総合的な取り組みを展開していくこと。(総務局)
- 2 犯罪被害者や家族などの精神的・経済的負担(診断書料他)を軽減する施策を推進するとともに、都内全域において同水準の支援がなされるよう各自治体を支援していくこと。支援条例の制定を検討すること。(総務局、福祉保健局、教育庁、警視庁)

六 交通安全対策を強化する

- 1 交通安全計画に基づく対策を図り、飲酒運転の根絶対策など交通安全対策を更に推進すること。(青少年治安対策本部、警視庁)
- 2 自転車安全対策を推進するとともに、幼児2人同乗自転車対策を積極的を実施すること。自動二輪車駐車場対策や放置自転車対策を引き続き推進すること。(青少年治安対策本部、警視庁)
- 3 ハイパースムーズ作戦を推進し、都内の渋滞緩和の改善に努めていくこと。(青少年治安対策本部、警視庁)
- 4 高齢者の交通安全対策、二輪車・自転車の事故防止対策を強化すること。(警視庁)

七 文化事業を推進する

- 1 東京の魅力を発信する芸術文化創造基盤の整備のため、都立文化施設の適切な維持管理、芸術活動の発信支援、文化事業の推進、東京都美術館の改修を行うこと。(生活文化スポーツ局)
- 2 東京文化発信プロジェクト、芸術文化発信事業助成に取り組むこと。(財)東京都歴史文化財団、(財)東京都交響楽団への助成を行うとともに、適切な運営がなされるよう取り組むこと。(生活文化スポーツ局)
- 3 都民芸術フェスティバルや隅田川花火大会、地区花火大会への助成を行うなど芸術

文化事業を推進すること。(生活文化スポーツ局)

- 4 トーキョーワンダーサイトの運営にあたっては、人事や契約、費用対効果も含め適切なものとなる よう努めること。(生活文化スポーツ局)

Ⅷ 分権・改革で都民の都政へ

－重点事項－

一 分権・自治の日本を創る

○地方法人特別税及び地方法人特別譲与税制度は、地方税の原則にもとり、分権や財源移譲に逆行し、地方の疲弊の解決にもならないことから、即時廃止に向けた取り組みを強く推し進めること。(知事本局、財務局、主税局)

三 行財政改革を進める

○都の情報公開度を高めるため、都職員の再就職に関して、民間企業や報告団体などに再就職した部課長級の氏名を公表するとともに、あっせんや再任用制度の活用、自己開拓などの区分を行う、監理団体への再就職の理由を公表すること。(総務局)

○都の情報公開度を高め、不正を排除するため、工事や物品・委託など随意契約の結果一覧を公表するなど、入札契約情報を更に透明化していくこと。(財務局)

一 分権・自治の日本を創る

- 1 「10年後の東京実行プログラム2010」作成で、施策を検証した結果(進捗状況、改善方法、中止など)を都民にわかりやすく公表するとともに、「2011」の策定においては都民の意見をより一層反映させる取り組みを行うこと。(知事本局)
- 2 東京自治ビジョンを策定するにあたっては、国全体の視点に立ち、首都東京の特性を踏まえて、分権と税財政、自治制度のあるべき姿を明確にしていくこと(知事本局)。
- 3 八都府市首脳会議においては、広域行政の新たな課題など連携の拡大を図るとともに、環境問題など広域行政の推進を検討する首都圏広域連合(仮称)の設置を進めていくこと。(知事本局)
- 4 地方分権・地方税財政制度の抜本的改革に向けて、国と地方の協議の場において、国と地方のあり方、税源配分の見直しを進めること。(知事本局、財務局、主税局)
- 5 地方法人特別税及び地方法人特別譲与税制度は、地方税の原則にもとり、分権や財源移譲に逆行し、地方の疲弊の解決にもならないことから、即時廃止に向けた取り組みを強く推し進めること。(知事本局、財務局、主税局)
- 6 法人事業税の分割基準の適正化など、極めて合理性に欠ける地方交付税不交付団体に対する財源調整措置の廃止を国に働きかけること。(財務局、主税局)

二 身近な行政を強化する

- 1 区市町村の自主性、自立性の向上を図るため、権限や財源の移譲を積極的に進めること。(総務局)
- 2 区市町村が自主的に一部事務組合や広域連合を活用し、区市町村合併を進める環境を整備すること。(総務局)

- 3 市町村に対する総合的な財政支援を行い、行財政基盤の安定・強化と住民福祉の増進、地域振興の促進を図ること。その際、自己責任に基づく自治体運営と主体性の確立に留意すること。(総務局)
- 4 特別区が行う都市計画事業について交付金を交付し、事業の円滑な推進を図ること。(総務局)
- 5 「特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例」に基づき、特別区が処理する事務に係る経費について、必要な措置を講じること。(総務局)
- 6 区市町村に低利の資金を貸し付けることにより、公共施設等の計画的な整備を促進するとともに、財政負担の緩和を図ること。(総務局)
- 7 「都区のあり方検討委員会」において、特別区の自治権拡充、再編などの具体化に向けた検討を行っていくこと。区部の分権と自治のあり方を検討する上で、区民などの意見を反映していくこと。(総務局)
- 8 多摩・島しょ地域の特性を活かした振興発展のために、総合的な施策の実現を図ること。(総務局)
 - (1) 多摩地域に関しては、多摩振興プロジェクトなどの推進を通じて、生活都市が織りなす多摩自立都市圏を構築していくこと。また、重要な位置付けにある山村地域を地元町村とともに振興していくこと。(総務局)
 - (2) 島しょ地域の産業・観光振興の推進を図るため、財団法人東京都島しょ振興公社に対する貸付を行うなど、島しょ地域の自立を実現していくこと。(総務局)
 - (3) 三宅村については、復興事業を今後も円滑に進めるため、財政支援を行い、村民の生活再建や産業振興対策に万全を期すこと。(総務局)
 - (4) 小笠原村については、村民生活の安定及び福祉の向上、そして産業振興の観点から唯一の航路維持、そして父島・母島間の航路維持に対する支援を行うこと。航空路開設に向け、調査・検討を行い、方針をまとめていくこと。世界自然遺産の登録の実現に向け努力すること。硫黄島での遺骨収集を推進していくこと(総務局、環境局)

三 行財政改革を進める

- 1 行政改革は、社会情勢の変化を踏まえ、質の向上や住民満足度など、都民の利益に関する視点からの推進も図ること。また、指定管理者制度や地方独立行政法人制度、市場化テスト、PFI制度に関しては適時適切に検証を行うこと。(総務局)
- 2 都民サービスの向上と事務の効率化のため、都庁の電子化を推進すること(総務局)
- 3 住民基本台帳ネットワークにおける個人情報保護、セキュリティー対策に万全を期すこと。(総務局)
- 4 都の情報公開度を高めるため、都職員の再就職に関して、民間企業や報告団体などに再就職した部課長級の氏名を公表するとともに、あっせんや再任用制度の活用、自己開拓などの区分を行う、監理団体への再就職の理由を公表すること。(総務局)
- 5 電子調達システムの安全対策は、最新のセキュリティー技術を活用して適切に対応すること。システムの改修を行う際には、経費削減や利用者の利便性の向上、セキュリティー対策等に万全を期すこと。(財務局)

- 6 入札契約制度改革は、低価格競争の激化や事業者の経営悪化などの問題点を踏まえ、品質確保を中心とした制度改善を行うとともに、都民に信頼される制度を構築していくこと。(財務局)
 - (1)一般競争入札や総合評価方式の範囲拡大を行うとともに、低入札価格調査の強化を行っていくこと。(財務局)
 - (2)談合など不正行為の排除を行い、公正で透明な契約の確保とコストの削減を実現すること。(財務局)
 - (3)工事請負契約において総額スライド方式を検討するなど、市場実態に合った適正価格で行うこと。(財務局)
 - (4)変動型最低制限価格制度の導入や入札見積りの公開など、発注方法の適正化も検討していくこと。(財務局)
 - (5)都の情報公開度を高め、不正を排除するため、工事や物品・委託など随意契約の結果一覧を公表するなど、入札契約情報を更に透明化していくこと。(財務局)
- 7 新公会計制度による財務諸表など、都政の方向性を判断するための資料を今後も整備して、都民福祉の向上のために一層役立てていくこと。(会計管理局)
- 8 地方公会計に複式簿記・発生主義会計を導入するための法整備を国に働きかけるとともに、その会計手法が活用されるシステム改革に取り組むとともに、全国における統一標準モデルの構築に尽力すること。(財務局、会計管理局)
- 9 公金の運用管理に万全を期すこと。(会計管理局)
- 10 定例監査で指摘された項目について何ら改善されることがない事例があることから、自治体監査のあり方を見つめ直すこと。(監査事務局)
- 11 監査事務局職員に対して各種研修を一層充実させ、専門知識を高めていくこと。(監査事務局)
- 12 監理団体は、その公益性を改めて考えるとともに、都民が主権者の視点からの改革を行っていくこと。自立に向けた経営を高めていくため、都幹部OBの役員数を見直し、生え抜きや外部経験者などの役員を増やしていくこと。職員の育成を推進するため、都職員の派遣数を減らしていくこと。財政支出についても検証していくこと。(総務局)
- 13 新銀行東京の累積赤字も含めた外郭団体の経営悪化は、都政の重要課題であるため、各団体の経営状況をしっかり把握し、必要に応じて団体の改善に向けた取組みを行っていくこと。また、財政情報を都民にわかりやすく提示すること。(財務局)
- 14 首都大学東京においては、豊かな人材を育成するとともに、地域活性化に資する魅力ある大学となるよう取り組むこと。また優秀な海外留学生の受入によって、東京を始めとしたアジアの発展や課題解決などに資する研究を推進すること。(総務局、知事本局)
- 15 都職員の採用においては、3障害のバランスを取りながら、障害者法定雇用率の達成に向け、鋭意取り組むこと。(総務局、教育庁、東京消防庁、警視庁)
- 16 政策課題プログラムなど人材育成については、組織が長期的な視点で職員の資質を伸ばす能力開発を行うこと。(総務局)
- 17 人事委員会の給与勧告は、都内区市町村のみならず中小企業の給与改定にも大きな

影響力を持つことから、勧告の取扱いについては、経済雇用情勢に与える影響も十分に考慮して慎重に検討していくこと。(人事委員会事務局)

四 強固な財政基盤を確立する

- 1 東京の経済を安定させ、都民生活をしっかり守っていくため、都の財政機能を引き続き生かしていくこと。(財務局)
- 2 強固な財政基盤の確立に向けた施策の構築を実施するとともに、社会情勢の変化を踏まえ、中長期的な視点に立った財政運営の確立を図ること。(財務局)
- 3 新公会計制度の導入による事業別バランスシートの活用や事務事業評価の実施範囲の拡大などでマネジメントサイクルを確立して、さらに効果的な予算編成を行っていくこと。(財務局)
- 4 社会資本や大規模施設、都庁舎などの改修、改築は、多額の経費が必要になることから、財政への負担を平準化するため、実施方針に基づいて計画的に実施すること。また、施設から出るCO₂を削減するため、省エネ東京仕様2007を実施しつつも、企業の創意工夫を生かす仕組みづくりを行うなど、より柔軟で成果を担保する体制を整えること。(財務局)
- 5 都が所有する土地・建物については、既存ストックの有効利活用、未利用地の売却、貸し付け、暫定利用、コスト管理の徹底等を行うとともに、民間の知恵や活力を取り入れるなど、積極的な利活用を推進すること。(財務局)
- 6 世界同時不況が国内経済に波及し、来年度も順調な景気回復を期待することが難しい状況にある中、今後の経済動向を慎重に見極め、税収を確保していくこと。(主税局)
- 7 東京都税制調査会答申や現場の着眼、発想の点などから、地方環境税など、分権時代にふさわしい税財政制度に関する提言を積極的に行うこと。(主税局)
- 8 次世代自動車の導入や中小企業者向け省エネ促進税制を実施するが、政策減税に関しては、より税制上の取り組み効果が上がる分野を研究し、積極的に検討していくこと。(主税局)
- 9 固定資産税を簡素な制度へ変えていくため、評価については、課税額の算定根拠開示を郵送で行うことや、家屋計算書の保存を図っていくこと。救済制度の運用改善など納税者の利便性や権利保護を一層図っていくこと。(主税局)
- 10 税務事務の一層の情報化を進めるとともに、クレジットカードによる納税も含めた効率化と納税者サービスの向上を図り、電子納税の拡大を推進すること。(主税局)
- 11 使用料など滞納金の未収金回収について各局等と連携を強化して回収を促進するとともに、新たな滞納を発生させない、債権管理の仕組みづくりを一層進めること。公正・公平に都税の滞納整理を促進し、徴収率の向上に努めるとともに、納税者の個別事情等にもきめ細かな対応を図っていくこと。(財務局、主税局)
- 12 不正軽油を追放するため、製造、購入、使用のあらゆる段階に対する調査、検税、悪質不申告、不納入業者の摘発に努めるとともに、自治体間の相互協力体制を強化すること。(主税局)
- 13 負担水準65%を超える商業地などに対する固定資産税と都市計画税の軽減措置を

22年度も継続すること。(主税局)

1.4 小規模住宅用地に対する都市計画税の軽減措置を22年度も継続すること。(主税局)

1.5 小規模非住宅用地に対する固定資産税と都市計画税の軽減措置を22年度も継続すること。(主税局)